



Title	J.S. ミル『論理学体系』第六巻の成立背景：性格学とポリティカル・エソロジー
Author(s)	村林, 聖子
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 2, 113-141
Issue Date	1995-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22267
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_P113-141.pdf



J. S. ミル『論理学体系』第六巻の成立背景

—— 性格学とポリティカル・エソロジー ——

むら ばやし せい こ
村 林 聖 子

目 次

序	114
第1章 性格学とポリティカル・エソロジー	
第1節 『論理学体系』第六巻における科学の分類	115
第2節 性格学とポリティカル・エソロジーの内容	116
第3節 性格学およびポリティカル・エソロジーと自由との関係	117
第4節 性格学とポリティカル・エソロジーの役割	119
第2章 「アメリカの民主主義Ⅰ」（1835年）	122
第3章 「文明論」（1836年）	125
第4章 「ベンサム論」（1838年）	128
第5章 「コウルリッジ論」（1840年）	131
第6章 「アメリカの民主主義Ⅱ」（1840年）	134
結 び	138

序

J. S. ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) は、『論理学体系—推論と帰納—証明の諸原理と科学的 (組織的で詳細かつ徹底的な) 研究の諸方法に関する一貫した考察』(*A System of Logic, Ratiocinative and Inductive: Being a Connected View of the Principles of Evidence and the Methods of Scientific Investigation*, 1843)^{(*)1} の第六巻「人倫諸科学 the Moral Sciences^{(*)2} の論理学」において、第五章では性格学 Ethology について、第九章第四節ではポリティカル・エソロジー Political Ethology について叙述している。

これについてミルと親交が深かったベイン (Alexander Bain, 1818-1903) は次のように述べている。「彼はこの論文^{(*)3} を書く一方で、その次に、『論理学体系』で最初に概略が述べられた「性格学」と呼ばれる新しい科学に関する本を書くという計画を立てていた。彼は、親のような愛情をもって、かなりの間このことを胸に抱いていた。彼は性格学を社会学 Sociology の基礎であり礎石であるとみなしていたのである。……数カ月後に彼は『私には、いつになったら「性格学」を書き始めることができるようになるのか見当がつかえません。この計画は私にとってまだ、明確な形をとるものになってはいないのです』と手紙に書いてきた。事実、それは何ものにもならなかった。そして間もなく彼はそれについて考えるのを止めてしまったように私には思われる。……少なくとも今の時点では、彼がその時性格学から何かを作り出すことを断念していたことは、彼がその後すぐに『経済学原理』の執筆に取り掛かったことから明らかである^{(*)4}。

この記述からは、ミルが性格学について考察したのは『論理学体系』出版後の短い期間だけであったように思われるであろう。

しかし、『論理学体系』は 1872 年の第八版まで修正が加えられ続けたものであるが、性格学とポリティカル・エソロジーに関する記述がそこから消去されることも、それらに関する記述が大きな

修正を加えられることもなかった。また、ミルは 1859 年 11 月 4 日付のベイン宛の書簡において、ベインが性格学に関して検討し始めたことについて、それを公刊することを薦め、次のように記している。「私はそこから多くのことを学び、また私が今後書くかもしれない性格学に関するものについてそこから助けをえられるものと期待しております。性格学は、私が長い間、少なくとも小論集 Essays の形であっても取り上げたいと願いながらも、未だに十分に準備が整ったとは感じられずにいる主題です^{(*)5}。ミルは『論理学体系』出版後の短い期間つまり 1843 年直後だけでなく、後年まで性格学を論述しようと考えていたのである。「具体的に展開こそしなかったにせよ、ミルは、相当後年になるまで、『エソロジー』の問題を少なくとも内心ではかなりの程度まで考えていたはずなのである^{(*)6}。

本稿では、性格学とポリティカル・エソロジーがミルにとっての関心事であったことに注目し、ミルがこれらに関心を持つに至ったその背景について探究することにした。まず第 1 章において、性格学とポリティカル・エソロジーの概略を『論理学体系』に基づいて整理し、次に第 2 章以下において、『論理学体系』以前のミルの論文を年代順に検討し、性格学とポリティカル・エソロジーの背景を考察することにする。

(注 1) CW は、Collected Works of John Stuart Mill, eds. by John M. Robson et al. (Toronto: University of Toronto Press, 1963-1991), Vols. I-XXXIII の略記である。

(注 2) JSM は、John Stuart Mill の略記である。

(*) 1) JSM, *A System of Logic*, CW, Vol. VII, VIII. なお、邦訳書として、大関将一訳『論理学体系』(春秋社・1949-1959 年) 全六巻がある。

(*) 2) ミルは the Moral Sciences という言葉を「科学の道徳的 moral 部門ないし社会的 social 部門」(JSM, *A System of Logic*, CW, Vol. VIII, p. 952) の総称として用いている。Moral と moral を区別するため、本稿では前者を「人倫」

と、後者を「道徳」と訳すことにした。

(* 3) 『エディンバラ評論』1844年1月号に掲載された「ミシュレのフランス史」のことである。なお、JSM, Michelet's History of France, CW, Vol. XX.

(* 4) Alexander Bain, *John Stuart Mill; A Criticism with Personal Recollections*, 1882, Reprinted edition (New York: Sentry Press, 1969), pp. 78-79. なお邦訳は、山下重一・矢島杜夫訳『J. S. ミル評伝』(御茶の水書房・1993年) 96-97頁を参照した。

(* 5) JSM to Alexander Bain, 14 November 1859, CW, Vol. XV, p. 645.

(* 6) 早坂忠「J. S. ミルの経済学方法論と『経済学原理』(上)」『社会科学の方法』130号1980年15頁。

第1章 性格学とポリティカル・エソロジー^(*)

第1節 『論理学体系』第六巻における科学の分類

『論理学体系』において、科学は「恒常的な法則に従って相互に継起する事実」(844)^{(*)2}、すなわち前件によって後件が引き起こされるという因果関係^{(*)3}が存在する現象を研究の対象とするものと定義され^{(*)4}、また科学はその研究対象とする現象によって区別される。まず科学は、自然現象を研究対象としそこにある因果法則を明らかにする自然科学 Physical Science と、自然現象ではなく人間に関係する現象^{(*)5}を研究対象とする人倫諸科学とに大別される。『論理学体系』第六巻はこの人倫諸科学に関する論述にあてられている。人倫諸科学は科学の道徳的部門と社会的部門の総称であり、道徳的部門は「人間性の科学 the science of human nature」と、社会的部門は「社会科学 Social Science」と名づけられている。

人間性の科学は個々の人間の科学と言われるものであり、その対象を個人の思考・感情・行動に関する現象とし、人間に存在する「人間性の法則 the laws of human nature」という因果法則を明らかにするものである。この科学に分類されるのが、精神のある状態によって精神の他の状態が引

き起こされるという因果法則を明らかにする心理学と、次節で詳述する性格学である。

社会科学は「社会における人間の科学」、「人類の集合体 collective masses の行動と社会生活を形成する種々の現象とに関する科学」(875)と言われるものであり、その対象を人間の集団に対して外部の事情が作用を及ぼすことによって生ずる社会現象とし、相互に作用・反作用する複数の前件と、そこから生じる後件との間の因果法則を明らかにするものである。またミルは、複数の社会現象の同時的な状態を「社会状態 a State of Society」とし、次のように述べている。「社会状態とは、以下のようなすべての大きな社会的事実または社会現象が同時に存在する状態である。共同体 the community およびその中の各階級に存在する知識の程度、知的および道徳的文化の程度。産業の状態、富とその分配の状態。共同体を維持するための活動への習慣的な従事。階級という区分の存在、階級相互の関係。人類にとって最も重要な主題について抱かれている共通の信念、これらの信念が抱かれるときの確信の程度。嗜好、美学的進歩の性質と程度。統治形体、法律と慣習の重要性」(911-912)。ミルは社会現象を、複数の原因から生じる結果であるとともに、社会状態を生み出す原因の一つでもあるとしている。これに基づき、社会科学は「特殊社会学的研究 special sociological inquiries」と「社会の一般科学 the general Science of Society」に大別される。

特殊社会学的研究とは「社会的環境のある一般的な状態が前提とされている場合に、与えられた原因からどのような結果が生ずるか」(911)を考察するものである。これはつまり複数の原因からある社会現象が結果として生じるという因果法則をその研究対象とするものである。この特殊社会学的研究は、社会の一般科学との関係において「分科 branch」と呼ばれるものである。ミルは経済学 Political Economy とポリティカル・エソロジーをこの例としてあげている。

社会の一般科学には社会静学 Social Statics と社会動学 Social Dynamics の二つの種類がある。

社会静学は、ある社会状態を構成する複数の社会現象間に存在する相互依存関係をその研究対象とするものである。ここで考察される法則は「共存の斉一性 uniformity of coexistence」であり、これは「同時に存在する社会現象相互の作用・反作用の理論」(918)とも言われている。他方社会動学は、ある社会状態から別の社会状態へと変化する際の「継起の斉一性 uniformity of succession」をその研究対象とするものである。この社会動学は「進歩の法則を確かめるもの」であり、「進歩的運動の状態にあると考えられる社会に関する理論」(918)とも言われている。

(* 1) 本稿の目的は、繰り返しになるが、ミルが性格学とポリティカル・エソロジーを考察するに至ったその背景を探究することである。それゆえ本章では、ミルの『論理学体系』での論述を、性格学とポリティカル・エソロジーを説明するために、整理するに止める。性格学とポリティカル・エソロジーの科学としての成立可能性や『論理学体系』全体の科学的整合性、また『論理学体系』における方法論(帰納法、演繹法、逆演繹法)などの検討については、今後の課題としたい。また、ミルが性格学とポリティカル・エソロジーを主題とする論文を著していないという事実は、性格学とポリティカル・エソロジーがミルにとっての関心事となった背景を探究しようとする本稿の目的の障碍になるとは思われない。

(* 2) 本章では、()の中の数字は、CW, Vol. VIIIにおける *A System of Logic*, vol. VIの該当頁を表している。なお邦訳は、大関訳・前掲書を参照した。

(* 3) この因果関係は、高島弘文『科学の哲学』(晃洋書房・1993年)3頁では次のように説明されている。「もしAが不変的に、あるいは必ずやBを引き起こすというのであれば、引き起こす方のAが原因で、引き起こされる方のBがその結果である。……この『AがBを不変的に引き起こす(逆にBはAによって不変的に引き起こ

される)』という関係が、つまり因果関係であり、この因果関係を言い表す命題が因果法則である」。

(* 4) これはミルが「自然の斉一性 the uniformity of the course of nature」、つまり過去に存在した因果の関係は未来においても存在する、という命題を思考の前提として有していることに基づいている。なお、自然の斉一性についてはCW, Vol. VII, pp. 306-311において説明されている。

(* 5) 生理学は、有機体としての人間に関する科学であるから、自然科学に分類される。

第2節 性格学とポリティカル・エソロジーの内容

性格学 Ethology, the Science of the Formation of Character, the Science of Character は、「性格形成の法則 the Laws of the formation of character」を明らかにするものである。ミルは「すべての個人は他の個人をとり巻く環境とは別の環境によってとり巻かれており、またすべての国民もしくはすべての世代は他の国民もしくは他の世代をとり巻く環境とは別の環境によってとり巻かれて」おり、「これらの環境の相違はいずれも、異なった型の性格の形成に影響を及ぼしている」(864)と考えていた。性格学はこの、ある環境によってある性格が形成されるという因果法則を探究するものである。そして、この引用と「エートスという言葉は、私がここに用いている性格という言葉に最もよくあたる」(869)という記述からわかるように、性格形成の法則は、環境と個人の性格の間にのみ存在するものではなく、環境と集団の性格の間にも存在するものである。ミルは性格学を「個人の性格の形成ばかりでなく、国民的または集団的性格の形成をも扱う科学」(869)とし、国民や集団を対象とする性格学を特にポリティカル・エソロジーまたは国民性格の科学 the science of national character と呼び、それを社会科学の一分科としている。ポリティカル・エソロジーは、「一国民または一世代の性格の型を決定

する原因に関する理論」(905)であり、環境によって性格が形成されるという国民性格の法則 the laws of national (or collective) character を明らかにする社会科学の一分科である。

ミルは、性格学とポリティカル・エソロジーが明らかにする性格形成の法則を、結果が実際には事情のどのような特異性に基づいているかを示す普遍的な法則としている。フランス人とイギリス人の性格の相違という後件は、各々をとり巻く統治形体、過去の習慣 habits などの相違という前件によって生じさせられ、男女の性格の相違という後件は、両性の間に初めからどのような身体的な力の相違や神経の感受性の相違があるにしても、両性をとり巻く教育、職業、人格の独立性、社会的特権などの相違という前件によって生じさせられている、とミルは述べている(868)。ここでは、フランス人の性格がA'であるという点でイギリス人の性格と異なっている場合、そのA'の原因はイギリスとは異なるフランスのAという統治形体や過去の習慣であり、また男性の性格がA'であるという点で女性の性格と異なっている場合、そのA'の原因は男性とは異なる女性のAという受ける教育、従事することのできる職業、要求される人格の独立性、与えられている社会的特権である、と語られている。ここには環境Aによって性格A'が形成されるという普遍的法則が存在するのであり、ミルはこれを性格学とポリティカル・エソロジーが明らかにする法則とするのである。

このことは、性格学が研究対象とするものが国民や階級の性格や個人の特徴の一般化ではないことを示している。ミルは「人間が一つの普遍的な性格を持つのではなく、性格の形成に関する普遍的な法則が存在するのである」(864)とし、「本来人間はXである」という形で人間の性格をとらえたり、国民性格ではなく「国民性 nationality」という形で集団の性格をとらえたりすることを否定している(923)。ミルは「絶対的な意味で、すべての人間に共通する、感情や行為というものはほとんど存在しない。また、一定の種類⁷の行為や感情が普遍的に発見されると主張する一般化された

命題は、……、科学的命題であるとは考えられない」(864)と主張する。これは「人間は自分の快樂の最大化を追求する主体である」とするベンサムの見解の否定を意味しており、ミルが性格学とポリティカル・エソロジーを考察しようとする⁶こと自体が、ベンサムとは異なるミル自身のとりくみであることがわかる。

第3節 性格学およびポリティカル・エソロジーと自由との関係

ミルは環境によって性格が形成される⁷という因果法則を性格学とポリティカル・エソロジーによって明らかにしようとするが、ミルは、人間の性格は環境によって宿命的に決定される、と主張するわけではない。

ミルは1843年2月14日付のフォックス(Robert Barclay Fox, 1817-1855)宛の書簡において最もよい章である^{(*)6}と自ら評価した『論理学体系』第六巻第二章「自由と必然」において、自らが人倫諸科学において前件によって後件が引き起こされるという場合、前件によって後件が「必然的に」引き起こされる⁷と⁶いっているけれども、その「必然」という言葉は、「阻止不可能 irresistibility」という意味ではなく、「継起の単なる斉一性 mere uniformity of sequence」(839)という意味である、と述べている。継起の単なる斉一性とは、前件が存在する場合、後件が引き起こされるのを妨碍するものがほかに存在しなければ、後件が引き起こされる、という意味の因果法則である^{(*)7}。

ミルは人倫諸科学における因果法則が継起の単なる斉一性であることについて述べることによって、この第六巻第二章において、自らの主張する環境説が宿命論から区別されるものであることを主張している。このことは『自伝』における次の叙述からも明らかである。「例えば、後に意気消沈の状態が再発したときには、哲学的必然論 Philosophical Necessity と呼ばれる学説が夢魔のように私にのしかかってきた。先立って存在する環境に対して自分が無力な奴隷であることが科学的に

証明されたかのように、また私の性格も他のすべての人々の性格も、我々の統御を超えた力によって形成されてしまっていて、我々の統御も我々以外の他のすべての人々の統御も及ばないところにあるかのように私には感じられた。環境によって性格が形成されるという学説を信じないでいることができたなら、どんなにか安堵するであろうかと、私は何度も思った。……この問題についてじっくりと考えてゆくうちに、だんだんと光が見えてきた。私は、因果の学説の名称としての必然という言葉が、人間の行為に適用されると、誤解を生じやすい連想を伴うこと、そしてその連想こそが、気持ちがふさぎこみ無気力になった主な原因であったことに気づいたのである。性格は環境によって形成されるけれども、我々自身の欲求はこの環境に影響を及ぼしうるのだと、また、自由意志の学説において人々を励まし高貴にしているものは、我々の意志こそが自らの性格を形成するための本当の力なのであり、我々の意志が環境に何らかの影響を与えることによって、未来の意志するという習慣や能力を改めることができるのだと、私は悟った。……その時以来私は心の中で、誤解を多く生み出しやすい必然という言葉を完全に放棄し、環境説と宿命論との間に明確な区別をつけることができるようになった。今ではこの理論を正しく理解することができるようになったので、この理論によって私の気持ちがふさぎこむということとはなくなった。私はもはや、一方で思想の革命者であろうとし、他方である学説を真としつつも反対説を道徳的に有益なものとしなければならない、という苦しみから解放されたのである。このようなジレンマから私を救ってくれた一連の思想は他の人々にも同じように役に立つのではないかと思い、それを形にしたのが『論理学体系』第六巻の「自由と必然」という章である」^(*)6)。

ミルは、環境によって性格が形成されることを認識しながら、一方で哲学的必然論によってそれが宿命論になることを恐れ、他方で「自由意志の学説には、必然という言葉が見落としていた真理、すなわち性格の形成に寄与する力を精神が持って

いるという真理がある」(841)ことを認めていた。ミルが人倫諸科学における因果法則を継起の単なる斉一性として認識したことは、一方で宿命論に陥らずに環境が性格を生じせしめることを探究することを、他方で人間の意志を、後件が引き起こされるのを妨碍するものとして、つまり因果法則の貫徹を阻止するものとしてとらえることを可能にすることであった。ミルは「必然論者は、人間が互いの性格を形成するためになしうることの重要性に関する強い感情を持っていただであろうが、自由意志の学説はその支持者に、自己陶冶に関するより強い精神を抱かせた、と私は信じている」(842)と述べている。つまりミルは、環境によって性格が形成されることを認めつつ、それにさからって人間が欲求し、意志を確立し、自身を別の環境の影響の下に置き、別の性格を形成することは可能であると考えるのである。ミルは、「自分が望むのであれば自らの性格を変えうる、という感情は、我々が意識する道徳的自由の感情である」(841)と述べ、自由を主張している。「ミルが哲学的必然論を排除しているのは、まさしく哲学的必然論が、その因果関係の法則のなかの原因の『抵抗不可能性』と結果の『必然性』を恣意的に仮定することによって、かかる人類の高貴な資質とそれに基づく能動的な能力を否定しているからである」^(*)9)。

ミルは、性格学とポリティカル・エソロジーによって環境によって性格が形成されるという因果関係を明らかにするのであるが、そこでは人間の自由や自己陶冶の能力の存在が認識されているということを忘れてはならない。ミルは人間に性格形成の能力があることを認識した上で、『論理学体系』第六巻においては、自由ではなく、環境と性格との間の因果法則を明らかにしようとするのである。

(* 6) JSM to Robert Barclay Fox, 14 February 1843, CW, Vol. XIII, p. 569.

(* 7) ミルは『論理学体系』第六巻第三章(844-848)において、前件の認識可能性によっ

て科学を、完全な科学、中間の科学、極度に不完全な科学の三つに分類している。完全な科学とは、すべての前件が認識されているため、法則に基づいてなされた予言が実際の後件と正確に合致するものをいう。極度に不完全な科学とは、すべての前件が認識されておらず、予言が不可能なものをいう。中間の科学とは、すべての前件が認識されているわけではないが、主要な前件は認識されており、ある程度の予言が可能なものを用いる。この中間の科学は、その因果法則を、妨碍するものがない場合には前件があれば後件が生じる「傾向」があるという形で簡潔にあらわす。この因果法則が継起の単なる斉一性である。ゆえに人倫諸科学は中間の科学であることになる。

(* 8) JSM, *Autobiography*, CW, Vol. I, pp. 175-176. なお邦訳は、朱牟田夏雄訳『ミル自伝』(岩波書店・1960年) 150-152頁を参照した。

(* 9) 上杉健太郎「J. S. ミル政治思想の方法的基礎 (I)」『早稲田政治公法研究』第 18 号 1986 年 156 頁。

第 4 節 性格学とポリティカル・エソロジーの役割

性格学とポリティカル・エソロジーの役割、特に後者の役割は、まず経済学との関係において考察される。

経済学の研究対象は、「直接の決定的な原因が主として富の欲望 *desire of wealth* によって作用するものであり、主として働く心理学的法則が、小さな利得よりも大きな利得が選好される、という周知の法則であるような社会現象」(901)である。つまりここでは、利益追求の主体としての人間が想定されているのであり、「寄付をしよう」や「権力による強制を受けたから」という他の感情や動機を有する主体としての人間は考慮されないのである。ミルは、この経済学は「大英帝国と合衆国だけに」通用するものであり、「金銭上の利益よりも自らの安楽や虚栄を考慮する」(906) 人々がいるヨーロッパ大陸の国々には通用しないものであ

る、と述べ、この経済学を「抽象的もしくは仮説的な科学としての分科」(905)としている(*10)。

ポリティカル・エソロジーは、この分科としての経済学をヨーロッパ大陸の国々にも通用させる役割を持つ。つまり、ある国に利益追求以外の性格が存在することをポリティカル・エソロジーによって科学的に認識し、これと上記の経済学を組み合わせることによってその国の経済学が成立することになるのである。ミルにおいて、この国別の経済学は、分科としての経済学とポリティカル・エソロジーとが組み合わされることによって成立するのであるから、社会の一般科学に属することになる。分科としての経済学を理論経済学と呼び、国別の経済現象を説明する経済学を応用経済学と呼ぶとすれば、ポリティカル・エソロジーはこの理論経済学と応用経済学間のフィルター機能を果たすということが出来る(*11)。なぜなら、応用経済学をポリティカル・エソロジーというフィルターで濾過すると純粋な理論経済学となる、という関係が存在するからである。ポリティカル・エソロジーは、理論経済学の科学性を保ちつつ、理論経済学が実際に説明することを可能にするのである。ミルは経済学とポリティカル・エソロジーを共に分科としつつ、ポリティカル・エソロジーが他の分科とは異なるものであることを次のように記述している。ポリティカル・エソロジーは「社会科学の分科の中で、最も包括的で指導的な *commanding* 性格を有している科学」であり、「この科学は他の社会科学の分科と同じく、ただ一つの部類の社会的事実についての原因を直接に取り扱うものであるが、しかし、その部類は、他の部類に対して、直接にせよ間接にせよ、最も重要な影響を及ぼすものである」(905)。

しかしミルは、性格学とポリティカル・エソロジーを、理論経済学と応用経済学間のフィルター機能を果たすものとしてのみとらえていたわけではない。ミルは次のように述べている。「国民性格の影響がすみずみまで入り込んでいる社会現象(この影響を考慮に入れないでは、原因と結果との連結を、その大体においてさえ明らかにする

ことのできないほどの社会現象)を、ポリティカル・エソロジーからもまた国民の性質に影響を与えるあらゆる環境からも独立に研究することは、利益にならないばかりか、甚大な不利益を招くことでもある。この理由(と後述する他の理由と)のために、統治 Government に関する独立した科学はありえないことになる。統治という事実には、原因としてもまた結果としても、特定の国民の性質または特定の時代の性質が最も深く関係しているからである。統治形体の傾向に関する問題はすべて、社会の一般科学に属すべきで、その独立の分科に属すべきではない(906)。ミルはポリティカル・エソロジーを、社会の一般科学としての政治学(*12)と深く関連しているものとしてとらえているのである。このことはポリティカル・エソロジーが、分科としての経済学との関係では、経済学とは切り離されてフィルター機能を果たすものと位置づけられるが、社会の一般科学としての政治学との関係では、政治学とは切り離されないものとして、つまりフィルター機能を果たすものとしてではなく、位置づけられていることを示している。

ミルはポリティカル・エソロジーの研究対象である国民性格について、「第一に、社会的環境の状態によって形成される性格は、それ自体、おそらく社会状態が示しうる中で、最も興味ある現象である。第二に、国民性格は他のすべての現象の生起に著しく関係している一つの事実である。第三に、国民性格、すなわち国民の意見、感情、習慣の大部分は、これに先立って存在する社会状態の結果であると同時に、これに後続する社会状態の原因でもある」(905)と述べる。ミルは、先立って存在する社会状態によってある国民性格が形成され、また国民性格によって新たな社会状態が生じるとしている。つまり国民性格は社会状態の結果であるとともに、社会状態を新たなものにする原因でもあるのである。ポリティカル・エソロジーは前者の、つまり社会状態によって国民性格が形成されるという因果法則を明らかにするものであるが、ミルが後者の、つまり国民性格によって新

たな社会状態が生じるという因果法則をとらえていたことには注意を払わなければならない。ミルは次のように述べている。「この国民性格は、法律や慣習 customs などのすべての人為的な社会的環境をつくりあげる力である。すなわち、世論が支配権力に直接に影響を及ぼすことによって、また国民の意見や感情の状態が、統治形体を決定し、統治者の性格を形成することによって、慣習が明瞭に形成され、法律もまた同様に現実のものとして形成されるのである」(905)。ミルは、世論や国民の習慣などの国民性格が統治形体を決定し、それによって法律や慣習が実際に効力を持つものとして存在することになるというコンテキストにおいて、国民性格を重視するのである。ミルがポリティカル・エソロジーを一つの科学として成立させ、環境によって国民性格が形成されるという因果法則を明らかにしようとするその背景に、世論が政治に影響を及ぼしているという事実認識、すなわち世論の支配という事実認識が存在するといえることができる。

またミルはポリティカル・エソロジーを含む性格学を「最広義の教育 education という人為 Art に対応する科学」(869)とし、「ある手段がある結果を生ずる傾向を持ち、他の手段がこれを無効にする傾向を持っていることを知る」ことによって、「個人または国民をとり巻く環境にかなりの程度まで我々の統御が及ぶときには……我々は環境を、それがひとりで形成されるときよりも、我々の望む目的にずっと好都合に形成することができる」(869-870)と述べる。ミルは『論理学体系』第一二章(943-952)において、人倫諸科学と人為とを区別し、その人為をさらに道徳 morality と実践的政治 policy, politics として説明し、科学を人為に情報を提供する役割を持つものと位置づけている。簡潔に言えば、科学は、人為が設定する「Xであらねばならない」また「Xであるべきである」という目的に対して、その目的を後件とするような因果法則を考察し、「その目的を達成する前件はAかBかCである」という情報を提供するものと位置づけられているのである。「ミルにとっては、

……科学的社會認識の方が、望ましい価値の実現をめざす人為に奉仕すべきものであった」(*13)。これにより、性格学とポリティカル・エソロジーが、教育という人為に、その目的である「あるべき性格」を形成する環境はどのようなものであるか、という情報を提供するものであることがわかる。ミルが性格学とポリティカル・エソロジーによって環境によって性格が形成されるという因果法則を明らかにしようとするのは、あるべき性格を人為的に形成するためなのである。このことは第3節で述べた自由と性格学およびポリティカル・エソロジーの関係とも合致しているといえる。

ゆえに、本稿の目的であるミルが性格学とポリティカル・エソロジーを探究しようとした背景を見いだすためには、『論理学体系』以前の、ミルにおける国民性格が統治形体を決定するという事実認識また国民性格と政治との関係と、ミルにとってのあるべき性格はどのようなものであり、またあるべき性格の形成という目的がどれほど重要であったかを考察してゆくことが必要になる。

本稿では考察の出発点を1835年におく。なぜなら、この年に出版されたトクヴィル(Alexis Henri Charles Maurice Clérel de Tocqueville, 1805-1859)の『アメリカの民主主義』(De la démocratie en Amérique)を、ミルが『自伝』において「私の政治的理想が、それを熱烈に支持する人々が普通に理解していた意味での純粹民主主義から、私の『代議政治論』の中で述べている修正民主主義へと移行すること」の「はじまり」と位置づけているからである(*14)。またミルは「私の実際の政治的信条がそれによって修正を受けるのは、数年の年月を要して徐々に行われた。そのことは『アメリカの民主主義』に対して1835年に執筆し公表した私の最初の批評と、1840年のそれ(後「論説集」に収録)とを、さらにこの後者と『代議政治論』とを、それぞれ比較していただければはつきりするであろう」(*15)と述べている。つまりミルの民主主義に関する政治思想はトクヴィルの『アメリカの民主主義』をきっかけとして発展し、『代議政治論』(1861年)に至るまで修正が加えられ続

けたものなのである。これに基づきここでは1835年から『論理学体系』が「原稿が印刷にまわしうる状態に整った」「1841年の暮」(*16)までに書かれた諸論文の中から五つの論文を取り上げることにはしたい。

本稿で考察する五つの論文は「アメリカの民主主義Ⅰ」、「文明論」、「ベンサム論」、「コウルリッジ論」、「アメリカの民主主義Ⅱ」である。「アメリカの民主主義Ⅰ」は、上述したとおり、トクヴィルの『アメリカの民主主義』に対するミルの最初の書評であり、他の四つの論文は、ミルが『自伝』においてこれら四つの論文を自らの新たな見解を表明したものとみなしていることに基づいて筆者が選択したものである。「文明論」について、ミルは「その中に私は私の新しい見解をいくつも織りこむとともに、また当時の精神的道徳的諸傾向を、父から学んだのではない根拠と方法で強く批判したのであった」(*17)と述べている。また「ベンサム論」、「コウルリッジ論」については、「これ『ロンドン評論』のあったおかげで私は、その当時の私の考え方の多くを活字の形で発表し、またその考えを私の初期の著作での偏狭なベンサム主義とは全く異なるものとして区別することができた。このことは、……特にベンサムとコウルリッジの哲学的評価を試みた二つの論文によってなされた」(*18)と述べている。そして「アメリカの民主主義Ⅱ」については既に上で引用した『自伝』の記述がミルの見解の新たな表明であることを示している。

(*10) ミルは経済学を分科としているが、政治学を社会の一般科学とし分科としていない。ミルの経済学は、富の欲求を、第6章で述べるように、多数者の専制の下においても生じる普遍的な人間の性質としてとらえることに基づいたものであり、方法論的個人主義によって構成されたものである。しかしミルの政治学は経済学のように普遍的な人間の性質に基づいて構成されるものではなく、国民性格と統治との因果法則などを考察するものである。しかしこのこと

から、ミルは政治学において方法論的個人主義を克服または放棄した、と結論してもよいかどうかについては疑問が残る。なぜなら「ミルにとっては、社会学は、心理学をはじめとする人間性の科学に依拠しており、社会学の社会現象の法則は、その人間性の科学の個人の人間性の法則に立脚しているという意味においては、『心理学主義』と『方法論的個人主義』というポッパールのタームは、ミルの社会学の性質の一端を実現している」(上杉健太郎「J. S. ミル政治思想の方法論的基礎 (II)」『早稲田政治公法研究』第20号1986年71頁からである。このミルの方法論的個人主義に関しては、今後ミルの方法論の検討とともに政治学を考察してゆく際の課題としたい。

- (* 11) 経済学との関係におけるポリティカル・エソロジーのフィルター機能は次のように指摘されてきた。「それは理論の実際の適用の場合に認められていたにすぎなかった」(出口勇蔵『経済学と歴史意識』(ミネルヴァ書房・1968年)306頁)。「理論と応用とのあいだの関係に対して……そのために構想されたのが『エソロジー』や『ポリティカル・エソロジー』である」(早坂忠「J. S. ミルの経済学方法論と『経済学原理』(下)」『社会科学の方法』130号1980年6頁)。「ミルは、経済学を『ポリティカル・エソロジー』によって補完することをもって、経済学が、国民性や政治・社会現象を経済現象の重要な原因として科学的に探究することを可能としている」(上杉健太郎「J. S. ミル政治思想の社会学的前提」『イギリス哲学研究』11号1988年43頁)。
- (* 12) ミルはこのように政治学を定義し、次の二種類の政治理論を政治学から除外している。一つはベンサム政治理論である。ミルは、ベンサムの政治理論を、統治者の行動が自己利益 self-interest から決定されること (891) と、被统治者に対する統治者の責任 responsibility によって統治者の利害が社会の利害と一致すること (892) が前提となったものだと理解したうえで、統治者が自己利益からのみ行動するもので

はないこと (891) と、責任観念以外のものが社会の利害と一致する場合があること (891) を指摘している。もう一つは「いわゆる抽象的な自然権すなわち普遍的実践規則」(889) や「社会契約 social contract またはその他の原初的責務 original obligation」(889) に基づく政治理論である。ミルはこの具体例としてホッブズをあげ、彼が「政治哲学の原理として、政府は恐怖の上に基づいているとか、人間がはじめに社会状態を形成するように導かれ、今日でも社会状態を維持しているのは、各人相互の恐怖がその動機である」(889) とすることについて、「第一に仮想を事実と見なし、第二に実践的原理または実践規則を理論の基礎と想定している」(889) ことを理由に批判している。このようなミルの政治学観については、(* 1) で述べた方法論的個人主義とともに筆者の今後の課題である。

- (* 13) 関口正司『自由と陶冶』(みすず書房・1989年) 340頁。
- (* 14) JSM, *Autobiography*, CW, Vol. I, p. 199. なお邦訳は、朱牟田訳・前掲書 168頁を参照した。
- (* 15) Ibid., p. 201. 同・上書 169頁。
- (* 16) Ibid., p. 230. 同・上書 195頁。
- (* 17) Ibid., p. 211. 同・上書 177頁。
- (* 18) Ibid., p. 224. 同・上書 190頁。

第2章 「アメリカの民主主義 I」(1835年)^{(*)1}

ミルは1835年4月15日付のホワイト (Joseph Blanco White, 1775-1841) 宛の書簡において、トクヴィルの『アメリカの民主主義』第一部とその英訳 (Democracy in America, translated by Henry Reeve, 1835) について、次のように述べている。「私はトクヴィルの著作を読み始めています。これはすぐれた本であるように思われます。というのも、非常に写實的に描写する力と、現代の最もすぐれたフランス哲学者たちを特徴づける、社会の歴史を一般化する能力とが結合しているからです。そしてさらに、アメリカの社会の特

色を明らかにし、力強い一枚の絵として読者の前に全体像を提示しているからです」(*2)。本章で考察する「アメリカの民主主義 I」は、この書簡の約半年後に刊行された『ロンドン評論』1835年10月号に発表されたものである。

ミルは「アメリカの民主主義 I」において、「トクヴィル氏が民主主義 democracy に伴い易いと指摘している弊害は、国民が民主主義のあるべき姿について間違った考え方を有している限りにおいて存在するということができる。もしも国民が民主主義の正しい理念を有しているならば、性急で稚拙な法律制定という弊害は存在しないであろうし、多数者の万能 omnipotence は弊害を伴わないものになるであろう」(71)(*3)と述べている。ここにはミルが、民主主義においてその政策が一貫性を欠いた場当たりのものになることを民主主義の第一の弊害として、多数者の万能つまり多数者が無制約に力を行使することを第二の弊害として、理解していることがあらわれている。そしてミルは、これらの弊害は国民が誤った民主主義の理念を有していることから生じるのであり、国民が民主主義の正しい理念を有しているのであればこの弊害は生じない、と主張するのである。

ミルの主張する民主主義は、国民が「代理者」を選出しました罷免することができ、その選出された少数の「代理者」は、多数者の判断をその委任を受けて執行する単なる「受任者」ではなく、彼自身の知識や能力を発揮する「代表者」として行動しようとする民主主義のことである。ミルは「代表を委任と取り違えることは、民主主義の唯一の危険である」(74)と述べ、委任民主主義を否定し、代表民主主義を主張している。

ミルはこの代表民主主義を「国民自身が統治するのではなく、国民がよき統治のための保障を持つ」(71)ものとし、次のように述べている。「最もよき統治とは、言うまでもないことであろうが、最も賢明な人々による統治であり、そのような人々は少数であるものである。国民は主人でなければならないが、自分たちよりも熟練している召使いを雇わねばならない主人である」(72)。「国民

の利益は、見出しうる最も教養があり最も能力がある人々を支配者として選出し、彼らの知識と能力の発揮を、国民の幸福のために、自由にしあるいはできるだけ統制せずにおくことである」(72)。

代表民主主義は、自分が選出するのが受任者ではなく代表者であることと、その代表者に自分が支配されることを認識している国民によって代表者が選出されるということの意味している。つまりミルが主張する代表民主主義とは、少数の代表者が、国民の同意に基づき、国民を支配するという民主主義なのである。これは、少数者のコントロールによって、算術的多数者の意見が政府の意見となることを防ぐ民主主義である。ミルはこの代表民主主義を、「統制のよくとれた民主主義 well-regulated democracy」(54)、「合理的な民主主義 rational democracy」(71)と呼んでいる。

ミルは上記の第一の弊害について、それを「全体的な企図の追求ではなく、その時の何らかの圧力によって即興的に法が作られたり、行政の仕事が遂行される政府すべての、すなわち職業としての統治というものを身につけていない人々によって支配権力が行使される政府すべての特徴である」(78)とし、代表民主主義であれば、能力のある少数者のコントロールによって多数者の力の行使に制約が加えられ、一貫性のある政策が作り出されるとしている。また第二の弊害についても、代表民主主義であれば、「多数者の万能は、究極的には多数者に対して責任を負うところの、賢明な少数者の裁量の下に行使される」(72)ものとなり、多数者の万能が弊害となることはないとして述べている。ミルは「国民の究極的コントロールと知的エリートの統治とを両立させる『合理的な民主政治』の理念を提唱したのである」(*4)。

ここにおいてミルが、この代表民主主義という民主主義の正しい理念を国民が認識していれば弊害は生じない、と主張していることに注意を払わなければならない。ミルは、代表民主主義が成立するか否かは国民が何を認識しているにかかっている、と考え、国民の認識が代表民主主義を成立させると主張している。またミルは、「トクヴィ

ル氏は地方的な民主主義を、国家における民主主義の安全弁であると同時に学校であると、つまり、国民がまもなく全面的に行使するようになるであろう力を、その準備ができていのかどうかにかかわらず、うまく使えるように訓練する手段であると考えている」(63)と述べ、地方自治の制度を国民に正しい民主主義の理念を持たせる手段としたトクヴィルを評価している。このことは、ミルが、国民に政治参加を習慣づける地方制度によって望ましい国民の認識が生じ、この国民の認識によって正しい民主主義が成立するという関係をとらえていることを示している。加えてミルは「実際に教育を構成しているものは習慣の形成である」(63)と述べ、地方自治の制度を教育に寄与するものとしている。

しかしミルは、トクヴィルが民主主義の弊害としていたものを、正確に理解していたわけではない。確かにミルは、「トクヴィル氏が恐れているのは、……国民の道徳的尊厳と進歩性である。彼が懸念しているのは、人格に対する以上に意見に対して及ぼされる専制である。彼は、個性的な性格と思想と感情の自由が世論の専制的くびきの下に置かれてしまうことを恐れたのである」(81)と述べ、トクヴィルが個人の精神に対する「多数者の専制 the tyranny of the majority」また「世論の専制 the tyranny of public opinion」つまり少数者の精神的な力の弱さを強く危惧していることを記述している。しかしミルは多数者の専制が少数者の精神的な力の弱さを意味していることを知りつつ、トクヴィルが示した多数者の専制の原因を「すべての人々が同等の経済的環境の中にあり、すべての人々がほとんど同等の教育を受け、すべての人々が同等に職業を有している」(85)アメリカの特殊性に求める。「アメリカは……多数者の意見とは反対の意見を保護しようとする私的な利益を有する階級が存在しないだけでなく、……アメリカには高度な教育を受けた階級も存在しないし、他の人々にすぐれた精神的卓越性に対する何らかの畏敬の念や、有益な形で自分自身の知性が不十分であることを感じさせるような、教育、知識、

洗練の度合いにおいて普通の水準を十分に越えている人々は存在しない」(84)。「教育のために基金を寄贈された諸制度や、きわめて多くの世襲的な閑暇を有する人々からなる階級が存在する国には、アメリカにこれまで存在したよりも大きな、個人の精神に及ぼされる世論の専制に対する保障がある」(85)。ミルは、イギリスでは有閑階級 a leisured class が存在するがゆえに多数者の専制は生じないと結論している。つまりミルは、多数者の専制が少数者の精神的な力の弱さを意味していることを知りつつ、これに対して有閑階級という保障がある、つまり有閑階級は精神的な力が弱化することなく存在すると述べるのである。ミルが、トクヴィルが多数者の専制を危惧していたことをとらえながらも、トクヴィルほど多数者の専制という弊害を深刻なものとして受け止めることができなかったことは、民主主義の第二の弊害を多数者の万能つまり多数者の力の無制約な行使としか理解していないことにあらわれている。ミルはまた次のように述べている。「有閑階級は、個性的な思想を享有することによって自分自身を守るだけでなく他者をも活気づけるであろうし、すぐれた水準にある精神的陶冶の姿という非常に重要なものを多くの人々に示すことになるだろう」(85-86)。「有閑階級の存在に、民主主義に伴う不便さを非常に有益なものに矯正するものを見出すことができる。イギリスの法律がどんなに修正されようとも、人類の進歩性に対するこのような大きな保障が存在しなくなる時代を予想することはできない」(86)。ミルは、イギリスでは有閑階級が「大衆 the mass とは違った意見を告白」(85)する存在として常に存在し、有閑階級によって算術的多数者の意見とは異なる意見が常に提出されるがゆえに、民主主義は誤った民主主義から矯正されるのだ、と認識しているのである。

ミルは、この有閑階級が存在するという認識に基づいて、民主主義の弊害をその政策が一貫性を欠いた場当たりのものになることと多数者の万能と理解し、国民が能力のある少数者によって支配されるという代表民主主義を主張した。しかし

このミルの主張はミルのトクヴィル理解が不十分なものであったことを端的に示している。第6章において詳述するが、トクヴィルは、国民が財産を取得し、文字を読む能力とその習慣を通じて知識を獲得し、また協同する能力を身につけることによって、不可避免的に、多数者の力が増大し少数者の力が減少してゆくという社会現象が生じ、そして多数者の力の増大と少数者の力の減少という社会現象は人為的な不平等つまり階級が消滅した状態、トクヴィルの用語で言えば「諸条件の平等 l'égalité des conditions」という社会状態に至るまで続く、と考えていた。しかしミルは、トクヴィルが民主主義は不可避免的な進歩であるというとき、その内容が、文明が進むにつれて大衆は富と知性と協同の力を獲得し、社会は諸条件の平等という状態に向かって進んで行く、ということであることを理解してはいない。ミルが委任民主主義を否定し代表民主主義を主張したことは、ミルがトクヴィルの「民主主義 democracy」という言葉を、諸条件の平等という社会状態としてではなく、統治形態としての民主制、つまり制度としての民主主義として理解したことのあらわれである。ミルの「アメリカの民主主義 I」における主張は、制度としての民主主義のあるべき姿は代表民主主義であり、その代表民主主義は国民がその理念を認識することによって成立する、ということである。ミルは、代表民主主義の理念を身につけていない算術的多数者による民主主義を危惧したことから、多数者の力の増大に関しては認識していたといえるが、少数者の力の減少に関しては、多数者の専制に関するミルの見解から、ミルの認識は不十分なものであったといえることができる。

(* 1) JSM, De Tocqueville on Democracy in America [I], CW, Vol. XVIII. なお邦訳書として、山下重一訳「トクヴィル氏のアメリカ民主主義論 I (一八三五年)」杉原四郎・山下重一編『J. S. ミル初期著作集』第三巻(御茶の水書房・1980年)がある。

(* 2) JSM to Joseph Blanco White, 15 April

1835, CW, Vol. XII, p. 258.

(* 3) 本章では、()の中の数字は、CW, Vol. XVIIIにおける De Tocqueville on Democracy in America [I]の該当頁を表している。なお邦訳は、山下訳・前掲書を参照した。

(* 4) 山下重一「ミルにおける政治思想の形成」杉原四郎編『J. S. ミル研究』(御茶の水書房・1992年) 31頁。

第3章 「文明論」(1836年)^(*)

ミルは、『ロンドン・ウェストミンスター評論』1836年4月号に発表された「文明論」の始めにおいて、「文明」という言葉を「野蛮または未開ということとは正反対の意味で使う」(120)^(*)とし、その言葉がより幸福、崇高かつ賢明な状態へ近づくことを、つまり良き状態に向かって進歩することを意味しないことを強調し、そのうえで次のように述べている。「文明の進歩がもたらした様々な結果の中で、……最も顕著なのは次のことである。それは、権力がますます個人および個人の小集団から大衆 masses へと移り、大衆の重要性が絶えず増大し、個人の重要性が絶えず減少しつつあるということである。社会現象のこのような法則の原因、証拠および結果は、注目に値する」(121)。「民主主義換言すれば世論の政治の勝利は、……富の増大の自然法則に、読書による知識の普及に、そして人間の交際の容易さの増大に依存している」(126-127)。ここにはミルが、大衆の力の増大と個人の力の減少という状況を文明がもたらした結果として、つまり社会現象として前件によって後件が引き起こされるという関係においてとらえていることと、その関係を、何らかの指向性をもつものとしてではなく、事実としてそのような傾向にあるという形で、つまり継起の単なる斉一性としてとらえていることがあらわれている。ミルは富の増大・知識の普及・団結の精神の広まりという前件によって、大衆の力の増大と個人の力の減少という後件が引き起こされる傾向にある、という因果法則を理解したのである。

「アメリカの民主主義 I」においてミルがトク

ヴィルの「多数者の力の増大と少数者の力の減少」という指摘を完全には理解していなかったことを前章で述べたが、ミルは「文明論」では、トクヴィルが民主主義は不可避的であるというとき、それは文明の進歩によって大衆の力の増大と個人の力の減少という社会現象が不可避的に進むという因果関係を示している、ととらえている。ミルは「文明論」においてトクヴィルの「民主主義 democracy」が制度としての民主主義を意味するものではないことを理解しつつあったのである。

ミルは大衆の力の増大に関して、未開状態から区別される「高度の文明状態の特徴は、財産と知性と協力の力が普及していることである」(124)とし、それぞれについて中産階級 the middle classes が成長していることを以下のように指摘する。「ヨーロッパの主要諸国、特にわが国で財産が急速に蓄積されてきたこと、そして今も蓄積されつつあることは、誰の目にも明らかである。勤勉な階級の資本は、諸外国に、またあらゆる種類の無謀な投機にあふれ出している。……大衆の手中での財産の増大はこのようなものであったが、上流階級 the higher classes の状態はそれに相応するような進歩はなかった」(124)。また「知識と知性に関しては、中産階級および労働者階級でさえも、自分よりも地位の高い人々に追いつきつつあることはこの時代の公然たる事実である」(125)。そしてミルは中産階級における分業による産業活動かつ株式会社による事業遂行、また労働者階級における共済組合の結成などに「大衆によってなされた協同の能力と協同の習慣の進歩」(125)を見出し、また新聞や交通機関の整備が団結の一般的手段となり、団結の精神が広まってきたと述べる。この団結の精神の広まりは、「すべての団結は妥協であり、妥協とは個人の意志のある部分を共同の目的のために犠牲にすることである」(122)と考えるミルにとって、個人が、自らの利益追求のみを行う未開状態から、集合体の一員として行動しうる文明状態へと進んだことのあらわれであった。「未開生活では、個人を相互の侵害から守るための法律や司法機関や社会の集団的

力の組織的な行使はほとんど存在せず、すべての人々は自分の力や狡猾さを当てにしており、それでうまくいかなければ当てにできるものはなくなってしまう。したがって、社会の成員の人格と財産とを守るための社会のしくみが成員の間に平和を維持するのに十分なほど完全なものであり、社会のほとんどの人々が自分たちの安全について主として社会のしくみに依存し、……個人の活力や勇気によって自分たちの利益を守ることを否定する場合に、それを我々は文明化された国民と呼ぶのである」(120)というミルの記述は、個人が自身の力によって他者からの侵害を防ぐのではなく、協同することによって他者からの侵害を防ぐことを学ぶことがミルにとっての文明化であることを明らかにしている。

ミルは個人の力の減少に関して、大衆に対して、特に中産階級に対して「今まで有利な立場にあった個人や階級」(125)に、成長ではなく、「生氣と活力の著しい減少」(126)があることを認識し、「イギリスの上品な階級の中に、……あらゆる種類の闘争ができない精神的な軟弱さが忍び込んでいる」(131)と述べている。ミルは「アメリカの民主主義 I」では有閑階級つまり上流階級が算術的多数者に対抗するものとして常に存在すると認識していたが、「文明論」において上流階級が大衆に対抗する力を失ったことを認識したのである。ミルは大衆の力の増大のみならず、大衆と上流階級の間において大衆が優位に立ち、その大衆の意志に上流階級の歯止めがきかなくなったという状態すなわち上流階級の力の減少を事実として認識し、それを社会現象としてとらえたのであった。

上流階級を常に存在するものとして認識し、それに基づいて代表民主主義を主張していたミルにとって、この上流階級の力の減少という事実は「社会現象についてこれまでに記録された最大の変化」・「大革命」(126)であり、自らの主張を改めざるをえなくするものであった。ミルは「このような変化について熟考しても、大革命が統治と政策 policy の既存の規範を全く否定してしまい、以前の経験だけに基づくすべての実践とすべての予

測とが無価値なものになってしまったことに気づかない人々は、現代の政治家としての第一の最も基本的な資格を欠いている」(126)と述べ、またトクヴィルの「新しくなった世界には、新しい政治学が不可欠である」(126)という言葉を用いし、「社会の様子が一変し、権力の自然的な諸要素が明白に変化しているというのに、古来の諸制度 institutions を弁護」することができないことを、そして「抽象的な理論を社会のすべての状態に区別なしに押しつけようとし」(126)てはならないことを強調する。ミルはこれまで存在しなかった社会状態が存在するようになったことを認識したのであり、この新たな社会状態に対しては既存の制度の維持を主張するだけでは足りないと考えたのである。

大衆の力の増大と上流階級の力の減少という認識はミルに以下の二つのことを考えさせるものであった。一つは多数決民主主義に対する懐疑である。大衆の意志をコントロールするものが存在しないという状況においては、多数決民主主義に寄与するような制度の設定は、さらに大衆の意志が政府の意志となるという状況を深刻化するだけである。そのような制度の賛否を問う前に、「大衆が獲得しつつある自分たちの運命に対する支配力を現在よりも改善の方向に行使する心構えを持っているかどうか」(127)、つまり自分がよき政治を実現する権力者であるという政治的意識が大衆が持っているかどうかを考察する必要がある。制度は、大衆が政治的意識を持つ程度に応じて設定されていなければ、実効性を持たない。制度は大衆の程度に応じて設定されなくてはならないのである。大衆が政治的意識を持っているのならば多数決民主主義に寄与するような制度の設定を主張するが、政治的意識を持っていないのならば大衆にこの意識を持たせることを考えなければならない。その手段は「大衆自身をより賢明かつよりよきものにするための方策を講じる」ことと、「大衆の単なる力に部分的ではあっても対抗する力、大衆自身の幸福のために大衆に有益な影響力を与えることができる力を創り出すために、富裕で学問

のある階級の眠っている活力を呼び覚まして、その階級の若者たちに最も深遠で価値のある知識を与え、この国に存在するあるいは目覚めさせることができる個人の偉大さを呼び起こすための方策を講じる」(127)ことである。つまり、大衆が自分たちが形成した集合意志をコントロールするように政治的に成熟することと、上流階級が大衆に対抗しうる個人が存在する場として再生することを目的として、制度を設定することである。以上をミルは「文明の政治的な影響」(129)と表現している。

もう一つは「文明の精神的な影響」であるが、これをミルは「文明そのものが個人の性格に対して直接与える影響」と、「個人が大衆に比べて無意味になることによって生み出される道徳的な影響」(129)とに区別している。前者は、文明の進歩によって社会的機構が整備され、個人は自分で努力をしなくても社会に安定的に存在できるようになるため、そのような所では個人には富の欲望しかなく、自らの力を金儲けのみに費やすようになるということである(129)。これは「個人が群衆の中に埋没して無力化」(136)することと換言される。この前者に対する救済策は、「個々人の間により大きくより完全な団結をつくること」(136)、つまり個人の活力を失わせないように社会的しくみをつくることである。後者は、社会全体のしくみが存在することによって個人的紛争がなくなり、それによって「個人の性格そのものが弛緩し無気力になることである」(136)。これは「個人の美德」(133)つまり個人の実質的価値を損なうことだけでなく、「世論そのものを改善する基礎を腐敗させ、公教育を墮落させ、多数の人々に対する教養のある少数の人々の影響力を弱めてしまう」(133-134)ことを意味している。このことに対する救済策は「個人の性格に活気を与えるように考案された国家的な教育制度と政治制度 polity を設定することである」(136)、とミルは述べている。しかしミルはすべての個人の性格に活気を与えようとしているわけではない。ミルは「我々の諸制度、特に教育制度をそのような目的に適合さ

せることによって、教養のある富裕な人々の間に個性的な性格を再生させる」(138)と述べ、上流階級の中の個人に再び活気を与えることを主張している。

ミルは、上流階級が大衆に対抗する力を失い、大衆の力が上流階級を凌駕するほど強いものとなった新しい社会状態に対して、大衆の政治的成熟を促すような制度の設定と上流階級を大衆に対抗する個人が存在する場として再生するような制度の設定を、また上流階級における個人の活力を失わせないような社会的機構の設定と個人の実質的価値を保ち個人の性格に活気を与えるような教育制度と政治制度の設定を主張した。ここでミルは、あるべき統治を生じさせるものが、あるべき大衆の政治的成熟とあるべき上流階級の再生であることを認識し、また制度を、大衆を政治的に成熟させ、上流階級を活気のあるものに再生する手段として明確に認識している。このあるべき上流階級の再生は、上流階級が大衆に対抗しうる存在となることを目的としたものであり、これと「アメリカの民主主義Ⅰ」での有閑階級の存在意義についての論調は一致している。しかしあるべき大衆の政治的成熟は、「アメリカの民主主義Ⅰ」での、自らが少数者のコントロールの下におかれる、という国民の認識についての論調とは異なっている。ミルは「文明論」において、大衆が少数者のコントロールの下におかれるという認識だけではなく、自らがよき政治を実現する権力者であるという認識を持つことも求めている。

(* 1) JSM, Civilization, CW, Vol. XVIII. なお邦訳書として、山下重一訳「文明論(一八三六年)」杉原四郎・山下重一編『J. S. ミル初期著作集』第三巻(御茶の水書房・1980年)がある。

(* 2) 本章では、()の中の数字は、CW, Vol. XVIIIにおけるCivilizationの該当頁を表している。なお邦訳は、山下訳・前掲書を参照した。

第4章 「ベンサム論」(1838年)^(*)

ミルは『ロンドン・ウェストミンスター評論』

の1838年8月号において発表されたこの論文において、次のように統治に関する三つの問題意識を明らかにしている。「第一、いかなる権威に服従することが国民の利益となるか。第二、いかなる方法によってその権威に服従しようという気持ちを国民に起こさせることができるか」、「第三、いかなる方法によってこの権威の濫用を抑制することができるか」(106)^(*)。ミルはベンサムが解答した問題はこの中の第三の問題であると述べ、自らがベンサムとは異なる問題意識つまり第一と第二の問題意識を有していることを表明している。またミルは、ベンサムが第三の問題に対して為政者の被治者に対する責任という解答を示した点を評価しつつ、さらにベンサムに対して「人類が多数者 the majority の絶対的権威の下に置かれるということは、人類にとってよいことであろうか」(106)、「世論の専制の下に置かれることは、すべての時代やすべての国において、人間にとって適切な状態なのであるか」(107)という疑問を提出した。ミルは、ベンサムの説に従えば算術的によせあつめられた多数者の権威の下に国民が服従することが肯定されることに対して、そのような「社会のすべての力がただ一つの方向にのみ働く所はどこでも、個々の人間の正当な権利は、かならず極度の危険にさらされる」(108)という問題が生じると述べる。ここには、「文明論」においてあらわれていた多数決民主主義に対する懐疑がベンサム批判として明確にミルの思考の内に位置づけられたことが示されている。

ミルは次のように述べている。「社会の諸制度は、何らかの形で、偏った見解を矯正するものとして、また思想の自由と個性ある性格のための避難所として、多数者の意志に対立する永続的で常置の『反対党 Opposition』を維持するための準備をすることが必要である」(108)。「そうした抵抗の中心というべきものは……多数者の意見が政府の意見となるところにおいてもまた不可欠なものである」(108)。ミルは、多数者に対する反対党が存在しないところでは「社会は、硬化して中国のような静止状態に陥るか、あるいは崩壊してしま

うかのいずれかである」(108)と認識した。そしてこれに対して、「多数者の権力は……その作用が個人の人格に対する尊敬と洗練された知識の優越性に対する敬意によって和らげられている限りは、有益なものである。もしもベンサムが、本質的には民主主義的な諸制度がこの二つの感情を保存しかつ強化する最も適合的なものとなる手段を指摘することができたならば、彼は永久的に価値のあることをなしたことになったであろうし、彼の知性によりふさわしいことをなしたことになったであろう。……我々はこの価値あることを、現代のモンテスキューであるトクヴィル氏から受け取ることができる」(108-109)とミルは述べる。

ミルは、社会が「中国的」停滞に陥らないためには多数者に対抗する反対党が存在しなければならないし、反対党を存立させるためには個性を保護するような制度つまり民主主義的諸制度を設定しなければならないと主張し、そしてこのような制度による個性の保護という視点がベンサムには欠けており、トクヴィルには存在することを指摘しているのである。これは、多数者の力の増大によって、多数者に抵抗しうるものが存在しなくなったという認識が前提となっている。さらにミルはここで、反対党を「支配権力から疎んじられている道徳的かつ社会的諸分子」(108)が「支配権力に対抗して組織」(108)したものと述べ、反対党を組織する主体をあらゆる個人としている。ミルは「ベンサム論」において、多数者に抵抗しうる個人を主張しているのである。

ミルはベンサムが反対党の必要性とこの反対党が存立するための制度による個性の保護とを認識しなかった点をベンサムの欠点とし、これに関して以下のように述べている。そもそも「人間性についてのベンサムの知識は限られている」(92)。「ベンサムによれば、人間とは、快楽と苦痛とを感じることであり、そのあらゆる行動が、利己主義の変形したものや普通は利己的なものとされる情念によって、また他者に対する共感や反感によって、支配されている存在である。そして人間性についてのベンサムの概念はこれに止

まっている」(94)。「ベンサムは、人間が精神的完成それ自体を一つの目的として追求しうる存在であるとは認識していない」(95)。「道徳的承認や道徳的否認の感情について、彼はその存在に気づいていないように思われる」(95)。「彼が見落としているものは、……完成への欲求や道徳的承認や道徳的否認などの良心という感情の存在だけではない。彼は、これとは別のなんらかの理想的目的をそれ自体のために追求するというを人間性の中の一つの事実として認識しようとはしない。自尊心と人格的尊厳の感覚、他者の意見とは関係をもたずに生じてくる、もしくは他者の意見を物ともせず生じてくる人格的向上と墮落の感情。芸術家の情熱である美に対する愛。あらゆる物事における秩序、一致、調和への、またそれらが目的にかなっていることへの愛。他者を支配する力ではなく、自らの意志を実現するという抽象的な力への愛。安楽さへの愛と、それよりと同等の影響を人間生活に及ぼす運動と活動の渴望、つまり行為への愛。これらの人間性の有力な構成要素のうち、[ベンサムの]『行為の動機 Springs of Action』の表の中に一つの地位を与える価値があるものとして考えられたものは、一つもないのである」(95-96)。「ベンサムの世界観は、各自が独自の利益または快楽を追求している諸個人から構成されている集合体の観念である」(97)。「すでに精神的発展の一定の状態に到達していて、しかも社会をその状態のまま維持して行くための準備が他の方法でなされている社会に対しては、ベンサムの理論は社会がその物質的利益を保護する手段にできるような諸規則を定めることができるであろう。しかし彼の理論は、社会の精神的利益のためには……何の役にも立たないであろう。いや、それはそれのみでは物質的利益のためにさえ十分ではないのである。何らかの物質的利益を存在させる唯一の原因であり、また何らかの人間の集団を一つの社会として存立させる唯一のものは、国民性格 national character である。国民性格こそが、ある国民にその企図することを実現させ、他の国民に失敗させるものであり、またある国民に崇高な事

柄を理解させかつそれを希求させ、他の国民に卑賤な事柄を求めさせるものであり、さらにまた、ある国民にその偉大さを永続させ、他の国民に早期かつ急速な衰亡を運命づけるものなのである。イギリス、フランス、あるいはアメリカにとって適切な社会的しくみがどのようなものであるべきかを真に教えることができる人は、どのようにすればイギリス人、フランス人、あるいはアメリカ人の性格を改善することができるかを指摘できる人でなければならないし、またそうした性格がどのようにして今日あるものとなったかを指摘できる人でなければならない。国民性格の哲学に基づいていない法律および制度の哲学などは、お笑いぐさでしかない。しかし、国民性格について、ベンサムの見解がどれほどの価値を持ちえたであろうか。個人の性格についてすらきわめてわずかの、そしてきわめて貧弱な型しか思い描けない精神の持ち主であったベンサムが、国民性格というより高次の概念をいかにして取り扱えたであろうか。彼のなしうることはただ、国民精神 the national mind のある与えられた状態において、それによって社会の物質的利益が保護されるような手段を示すということにすぎない。しかも、このような手段の使用が国民性格に何らかの有害な影響を及ぼすか否かという問題は考察の外に置かれており、それについては、彼以外の他の人々が判断しなくてはならないのである」(99)。「彼は国民性格とそれを形成し維持する諸原因とを全く無視した」(105)。

ミルはベンサムについて次のように述べているのである。ベンサムは、人間を利己心に支配される存在としてのみとらえ、人間が自己陶冶を目的として追求しうる存在であることや良心や愛などのより深い感情を持ちうる存在であることを理解しえなかった。ベンサムは人間性について、性格の多様性はもちろん人間の諸感情の形成に対する諸影響も、つまり「精神のそれ自体に対する、また外界の事物の精神に対する、より微妙な働き」(93)もとらえることができなかった^(*)3)。またベンサムは人間を「個」としてのみとらえ、社会内的

存在である人間や、人間相互間の関係をとらえることができなかった。ベンサムは国民という集合体を算術的合計として扱うことしかできなかった。ベンサムは国民性格の存在を知りえなかったし、国民性格を考察する必要性も感じなかったのである。

このようなベンサムに対しミルは、人間を自己陶冶し社会的存在となりうる存在としてとらえ、また国民性格を社会が存立する基盤としてとらえていた。ミルは「ベンサム論」において、「アメリカの民主主義 I」と「文明論」では用いていなかった国民性格という言葉を用いている。またミルがベンサムとは異なる二つの問題意識を有していたことは本章の始めにおいて述べたが、その問題意識はミルが国民性格と統治との関係を認識していたことを明確に示している。さらにベンサムが国民性格をとらえることができなかったことを批判した上述の引用において、適切な社会的しくみがどのようなものであるべきかを示す場合、どのようにすれば国民性格を改善することができるのか、国民性格がいかにして今日あるものとなったかを考察しなければならない、とミルは述べているが、これは、社会をあるべき形にしようとする場合、考えなければならないことは国民性格の改善であり、それにはある国民性格がどのような前件の結果として生じたのかということが役立つ、ということを示している。ミルが「文明論」において新たな社会状態を成立させるには新たな制度の設定を通じた新たな大衆の政治的成熟と上流階級の再生が必要であると考えていたことは前章において述べたが、ミルは「ベンサム論」において新たな社会状態を成立させるには新たな制度の設定を通じた新たな国民性格の形成が必要であると考えているのである。制度の設定の目的が反対党としての個人を成立させることであることと、ミルがベンサムとは異なる人間像をもっていたことから、ミルにとってのあるべき国民性格は、各人が自己陶冶し、多数者に対抗する反対党としての個人という存在を認めるようなエートスであることになる。またミルはこれまでとは異なり、通常

の意味での制度のほかは法律を国民教育 national culture の手段としてとらえ、「法のこうした手段としての役割こそ、法の最も重要な諸相の一つであり、またこの点においては言うまでもなく、法律は、すでに到達されている教養 culture の程度と種類とに応じて、変化しなくてはならない」(105)と述べており、国民性格の程度と性質に応じて法律が設定されなくてはならないと述べている。

ミルは「文明論」においては大衆の力の増大と上流階級の力の減少として認識していた社会現象を、「ベンサム論」において、多数者の力の増大と個人の力の減少として理解した。このことはミルが「ベンサム論」において「世論の専制 the despotism of Public Opinion」(107)つまり多数者の専制という言葉を用いていることから明らかである。この言葉は「文明論」では用いられていなかったが、「文明論」発表直後の1836年4月27日付のトクヴィル宛の書簡には次のような言葉でミルが多数者の専制を理解するようになりつつあったことが示されている。「私は、民主主義の政治的利益に与える影響よりも、民主主義の私的な生活や個人の性格に与える影響についてもっと学ばなければならないと思っております」(*)。ミルの多数者の専制に関する理解は、「文明論」以後徐々に深まっていったといえる。また上流階級の力の減少から個人の力の減少へと理解が変化したことによって、「文明論」での大衆の政治的成熟という認識が、「ベンサム論」においては大衆と上流階級という区別なしに、国民性格という形で再認識されたといえることができるであろう。

(*) JSM, Bentham, CW, Vol. X. なお邦訳書として松本啓訳「ベンサム」『ベンサムとコウルリッジ』(みすず書房・1990年)がある。

(*) 本章では、()の中の数字は、CW, Vol. XにおけるBenthamの該当頁を表している。なお邦訳は、松本訳・前掲書を参照した。

(*) 『論理学体系』におけるミルから見れば、

ベンサムは、精神が精神に作用するという心理学や、環境が精神に作用するという性格学など人間性の科学がありうることを知りえなかったことになる。

(*) JSM to Tocqueville, 27 April 1836, CW, Vol. XII, p. 304.

第5章 「コウルリッジ論」(1840年)^(*)

この『ロンドン・ウェストミンスター評論』1840年3月号に発表された論文において、ミルは文明がもたらした利益とその代償についてその具体的な例をあげている。利益は「物理的な安楽さの増大、知識の進歩と普及、迷信のすたれ、相互交際の容易さ、洗練されたふるまい、戦争と個人的な争いの減少、弱者に対する強者の専制の漸進的制限、人々の協同による地上の至る所での偉大な事業の実現」(123)^(*)である。また代償は「個人の活力と勇気の減退、誇り高く自分の力だけを当てにする独立心の喪失、人類のほとんどにみられる人工的に作られた必要物への屈従、苦痛の影さえも避けようとする軟弱さ、刺激のない単調な生活、情熱も面白味も鮮明な個性もない性格、即座に目的に相応する手段を取りうるか否かによって自分の生存と安全とが決定されていく未開の人間が持つ多様な能力とは全く異なる、決まりきった規制に則って決まりきった仕事を果たすことに生涯を費やすことによって生み出される狭隘で機械的な理解力、富と社会的地位の著しい不平等によって生じる退廃、文明国の国民の大多数が必要物の供給の点では未開人とほとんど変わらないにもかかわらず、未開人が自由と刺激とを持っているのに対して、文明国の国民は無数の足かせに縛られていること」(123)である。引用が長くなったが、ここには、多数者の力の増大と少数者の力の減少という社会現象がもたらした影響としてミルが何を認識していたかが明確に示されている。

ミルはこの認識に基づき、「法律と統治への服従の習慣が確固たるものとしてかつ永続的なものとして確立されていながら、しかもこの服従の習慣に抵抗する活力と力強さを備えた性格がある程

度維持されているようなところには、ある必要条件が存在してきたし、ある条件が満たされてきた」(133)と述べ、以下の三つをその主要なものとしてあげている^(*)3)。

第一の条件は、自制的訓練 *restraining discipline* の手段として教育制度が存在することである。ミルは「個人的な一時的な感情と個人的な目的とを社会の目的と考えられるものに従属させる習慣や能力を持つに至るように、あらゆる誘惑に抗して社会の目的が規定した行為の方針にあくまでも従う習慣と能力を持つに至るように、社会の目的に悪影響を及ぼすようなあらゆる感情を自分の心の中で統制し、社会の目的に有益な影響を及ぼすようなあらゆる感情を統御し鼓舞する習慣と能力を持つに至るように、人間を訓練すること」(133)が教育制度の最終目的であるとしている。ここで、ミルは自己の目的を追求する個人ではなく法律や政府に服従する個人を形成しようとした、と考えてはならない。「自制的訓練の厳格さが緩和されたときにはいつでも、それが緩和された程度に比例して、無政府状態へと陥ってゆくという人間の自然的傾向が再び頭をもたげ」(133)るのであり、教育制度は、自己の目的を追求しようとする個人に、自らが社会内的存在であることを知らしめ、自己の目的追求と社会の目的追求との間の齟齬を自らの内で解決しうる能力を個人に付与するものとされている。つまり、教育制度は、個性的でありつつ協同しうる個人を形成する手段なのである。

第二の条件は、国家の組織の中に、何らかの形で確立されているもの、永続的で異論をはさむことを許さないものが存在しているという信念が存在し、それに対する忠誠 *allegiance* や忠義 *loyalty* の感情が存在していることである。「ペンサム論」において確認したように、反対党が存在しない社会は社会の進歩が「中国的」に静止した状態に陥るから、社会が永続的に存立するためには反対党が存在しなければならない。しかし反対党が存在するということは、「国家が、長期間にわたって内的な紛争を免れることはない」(134)こ

とになるのであり、常に社会は不安定なものになるのである。ミルは「社会の平和的存続に対する保障を何ら永久的に弱めることなく、社会がこうした嵐を凌ぎ動乱の時代を切り抜けることができるのは何によるのであろうか。まさしく次のことによるのである。すなわち、紛争の原因となっている諸利害がいかにも重大なものであろうとも、その紛争がそこに偶然的に存在する社会的結合の体系の根本的原理に影響するものではなかったということである」(134)と述べ、たとえ不安定なものであっても社会が存続するためには、そこに忠誠また忠義の感情の対象が存在しなければならないとしている。ミルは「この感情が今後なおも存続する場合にこの形を取る可能性の大きい唯一のもの」として、「個人的自由と政治的、社会的平等という諸原理」(134)を挙げている。

第三の条件は、ある共同体または国家の成員の間に強固で能動的な団結という原理が存在することである。これは、「外国人に対する非常識な反感、人類の全体的な幸福に対する無関心あるいは自国の利益と推定されるものに対する不当な執着、悪しき特異性をそれが国民的なものであるという理由で後生大事にすること、あるいは他国が良きこととするものを採用することを拒むこと」のような「国民性 *nationality* ではない」(135)。これは「社会のある一部分の人々が他の部分の人々との関係でいえば自分を異邦人であるとは考えないこと、相互の結合を価値あるものと認めていること、自分たちが一つの国民をなしていると、運命をともしていると、同胞にとっての害悪は自分にとっても害悪であると感じていること、また、何らかの共通の不便さに対する自分の分担を免れようとして自分たちの結合を切り離そうとするような、利己的な欲望を持たないこと、を意味している」(135)ものである。

ミルは、これらの条件が存在すれば個性的でありつつ協同する個人が形成され、それにより社会は「中国的」静止状態に陥るものではなく、と考えていた。つまり、これら三つの条件によってある国民性格が形成され、この国民性格によ

て社会が永続的に存立する、という因果関係をとらえていたのである。ミルは、コウルリッジが歴史に価値を見出し、歴史そのものを因果関係の存在する科学として扱い、「人間社会の存続と発展とに関する帰納的な諸法則を、包括的にまたは奥深く探究し」(138)、その結果「永続的な形態を有するすべての社会的存在の本質的な原理として」「三つの必要条件」(139)を明確に提示しえたことを評価する。またミルは、コウルリッジが「何らかの政治的社会に存在している国民的教育 the national education の性質の中に、それが一つの社会として永続する主な原因と、それが進歩する主な源泉とを見出し」たこと、つまり「その教育が自制的訓練の制度として作用すればするほどその教育はその社会が永続する原因となり、またその教育が各種の積極的能力を喚起しかつ鼓舞すればするほどその教育はその社会が進歩する源泉となる」(140)ことを認識している点の評価する。ミルは、コウルリッジが何らかの政治的社会に存在している国民教育の特性が社会が存続する原因であり、社会の進歩性の源泉であるとしたこと、つまり教育によっていかなる国民性格が形成されるかが社会の進歩を左右するものであるとしたことゆえに、コウルリッジを評価するのである。

この「コウルリッジ論」と前章で考察した「ベンサム論」は、第1章第4節において既述したように、ミルがコウルリッジとベンサムの哲学的評価を試みたものである。ミルは次のように述べている。「ベンサムに与えられていたものは、現存の学説や制度がそれと矛盾するところの真理を一層詳細に見分ける能力であったのであり、コウルリッジに与えられていたものは、それらの学説や制度のうち存しながら無視されている真理を見分ける能力であった」(*)。「ベンサムによって、何らかの古い意見、または受け入れられている意見について、それは果たして真であるのか、と自問することを教えられたのであり、またコウルリッジによって、その意味は何であるか、と自問することを教えられた」(119)。「ベンサムは、一つの命題の真偽を、それが、彼自身の探究の結果と

一致するか否かに従って判断した。そして彼は、その命題が彼自身真であると考えたものを明白に意味していないときには、その命題によって意味されているかもしれないことを大きな好奇心をもって探究しはしなかったのである。これに反して、コウルリッジにとっては、いかなる教説にせよ、それが思慮ある人々によって信じられてき、全ての国民または全ての世代の人類によって受け入れられてきたという事実そのものが、解決されるべき問題の一部であり、また説明を要する現象の一つなのであった」(119-120)と述べている。ミルはこのようにベンサムとコウルリッジがそれぞれ対立する思索方法を有していることを指摘し、次のように語っている。「精神科学と社会科学が不完全な現状においては、対立者の思索方法は重要な意味を持っている」(122)。「対立者のこれらの思索方法は、思索において相互に欠くべからざるものである」(122)。ミルはベンサムとコウルリッジを「この二者は、相互にとっての『相補う補完者』なのである」(121)と位置づけるが、これは両者が対立する思索方法を有しているからなのである。

コウルリッジの思索方法は、「一つの事物が、いかなる目的のために存在しているのか、またそれは今なおそれらの目的を遂行する能力を持っているか否かについてまず最初に考察」し、それから「その事物が存在する資格があるか否かを決定する」(146)ものである。ミルは「啓蒙的急進主義者もしくは自由主義者は、コウルリッジのような保守主義者の存在を喜ぶべきである。というのは、急進主義者は、次のことを知る必要があるからである。すなわちイギリスの憲法と教会が、また、これらのものの支持者たちによって表明された宗教的な意見と政治的な格言が、単なる欺瞞でもなければ単なるたわごとでもないということを……知る必要があるからである」(146)と述べ、ベンサムが探究することのなかった既存の事物の存在意義を探究したという点でコウルリッジを評価する。

しかしミルがコウルリッジを評価したのは、ベ

ンサムに欠けていた国民性格を見いだす能力をコウルリッジが有していたためと、コウルリッジの思索方法が既存の事物の存在意義を探究するものであったためだけではない。コウルリッジは教会を「知識の育成と普及とのために特に区別され資金を与えられている組織団体」(147)とした。つまりコウルリッジは、既存の事物の存在意義を、それが国民性格を形成することに寄与するものであるかという判断基準によって考察するのである。ミルは、コウルリッジが、この判断基準によって既存の事物に存在意義を認め、また既存の事物を新たに国民教育に役立つ制度として存在せしめようとしていたことを評価するのである。

(* 1) JSM, Coleridge, CW, Vol. X. なお邦訳書として松本啓訳「コウルリッジ」『ベンサムとコウルリッジ』(みすず書房・1990年)がある。

(* 2) 本章では、()の中の数字は、CW, Vol. XにおけるColeridgeの該当頁を表している。なお邦訳は、松本訳・前掲書を参照した。

(* 3) ミルは、「コウルリッジ論」におけるこの三つの必要条件に関する記述を、『論理学体系』にそのまま引用している(A *System of Logic*, vol. VI, CW, Vol. VIII, pp. 921-924, なお邦訳は、大関訳・前掲書を参照した)。ミルは社会静学について、「この分野において確認されたものと考えられることのできる一般原理の中で、最も重要ではあるが、最近までほとんど無視されてきた一つの原理」(ibid., p. 919, 大関訳・前掲書 154頁)は、「ある社会に存在する統治形体と、それと時代を同じくする文明の状態との間の必然的な相関関係」(ibid., p. 919, 同・上書 155頁)であり、「社会静学のもたらした主要な成果の一つは、安定した政治的結合の必要条件を確かめたことである」(ibid., p. 920, 同・上書 155頁)と述べる。そしてこの説明として「コウルリッジ論」の記述を引用している。

(* 4) JSM, Bentham, CW, Vol. X. p. 78. なお邦訳は、松本訳・前掲書を参照した。

第6章 「アメリカの民主主義II」(1840年)^(*)

この『エディンバラ評論』1840年10月号に発表された論文は、トクヴィルの『アメリカの民主主義』第二巻が刊行された直後に書かれたものであり、トクヴィルの著作に対するミルの二度目の書評である。ミルはこの論文において二つの点で理解を深めている。一つはトクヴィルの「民主主義 democracy」という言葉に関するものである。第2章において既述したように、ミルは「アメリカの民主主義I」においてトクヴィルの「民主主義 democracy」を制度としての民主主義として理解していた。しかしミルは「アメリカの民主主義II」において、「トクヴィル氏が一般的に民主主義という言葉を何か特定の統治形体の意味で用いているのではないことに注意する必要がある」(158)^{(*)2}、トクヴィル氏は民主主義という言葉で、諸条件の平等ということ、……一切の貴族主義 aristocracy のない状態と理解している。彼は社会がこのような意味での民主主義、すなわち人間と人間との間の平等という状態に不可避的に向かっていると考えた(159)と述べ、トクヴィルの「民主主義 democracy」を諸条件の平等として理解するようになったことを記している。

もう一つはミルが個人の精神に対する「多数者の専制 the tyranny of the majority, the despotism of the majority」を大きな害悪として認識したことである。ミルは「我々が恐れ、またトクヴィル氏が主として恐れているのは、……肉体に対する専制ではなくて、精神に対する専制である」(178)と述べる。ミルはトクヴィルの論述から、「アメリカほど思想の独立の少ない国はない」(178)ことを、そこでは「ある問題は解決していると世論が考える時には、それ以上の議論は許されない。誰もあえて公衆 the public に対して失礼なことを言ったり、あえて世論を軽んじる発言をしたりしない……ばかりでなく、世論の賢明さと美德は奴隷のようなへつらいをもって絶え間なく賞讃されている」(178)ことを知る。そしてミルは「すべての人々が環境においてほとんど平等で

あり、知性と知識においてほとんど同等であるので、不本意の服従を命令する唯一の権威は数の権威である。各人が他のすべての人々と自分とが完全に平等であることを知れば知るほど、彼は集団となった大衆に対してますます無意味で無力であることを感じるようになり、世間のすべての人々が誤ることがあるとはますます信じられなくなってゆく」(179)と理解する。そして「大衆の信じていることもやはり論議することができるという理念」(179)が「生々と維持されては」(179)いないことを指摘している。ミルは「アメリカの民主主義II」において、個人の精神に対する多数者の専制を明確に認識し、これを大きな害悪として認識したのである。

ミルは、トクヴィルの「民主主義 democracy」と個人の精神に対する多数者の専制を理解したことにより、トクヴィルの見解を次のように理解することとなった。

トクヴィルが危惧したのは、諸条件の平等という意味の民主主義によって個人が勇気や自尊心や政治に対する積極性を失い、奴隷状態になり、社会が「中国的」に停滞してしまうという多数者の専制であり、それによって生じる「平等の隷属 equal servitude」という民主主義的社会状態である。「統治や知性や道徳について彼が恐れていることは、自由が多過ぎることではなく、あまりにも容易に服従すること、無政府状態ではなくて奴隷状態、急激すぎる変化ではなくて中国的な停滞である。彼の信じているところによれば、民主主義が発達するにつれて、一般的に関心を集める問題に対する人類の意見は、以前のどの時代と比べても根を下ろしてしまつて変化が困難となり、人類は……道徳的な勇気と独立の自尊心を失う危険にますますさらされている。政治においてさえ、人々は自分が個人的に重要でないと感じ、それに対応して社会全体の重みを強く意識し、更にお互いの間では嫉妬しても、多数者に由来する、または少なくともすべての中間的な権力をなくそうとする多数者の希望を忠実に代表する中央権力には嫉妬を感じないことから、……中央政府は有用な

ものであるとはいえ、社会と公共的福祉の名によって、個々人の権利を容赦なく踏みこじってしまうのではなかろうか」(188)。彼はこのような道徳的、社会的、政治的弊害に対する救済策として「大衆教育と特に政治的権利の拡大と拡散によって」(188)自由の精神を促進させ、「平等の自由 equal freedom」という民主主義的社会状態を生じさせることを考えた。トクヴィルがアメリカの地方自治の制度を高く評価したのは、その制度が自由の精神や公共的精神や知性や道徳的資質を育成させるものであったからである。トクヴィルは、この自由の精神を育成させる制度の中に、つまり「民主主義的諸制度の中に、民主主義的社会状態に伴う最も深刻な弊害を増大させるものよりも、それを矯正するものを見出している」(159)。彼は、民主主義的諸制度を民主主義的社会状態を変革する手段とし、この民主主義的諸制度を「多数者の知性と精神的な活動とを最も刺激し育成すると共に、引き延ばしと形式の厳格さと対立的な議論とによって、世論の無鉄砲な衝動を減じるような」(189)ものとしている。そして彼は「個性を破壊し、人間の能力の行使を狭い限界内に閉じこめる民主主義の傾向に対抗する」(189)ために、「哲学と芸術のより高度な追求を維持し、理性と個人の道徳的自由の妨げられない行使を擁護する」(189)という目的に対して、「民主主義の下においてすぐれた人々と、認められる限りにおける政府とが最大の精力を捧げなければならない」(189)と考えている。つまりトクヴィルは、諸条件の平等によって多数者の専制という弊害が生じ、またその弊害が平等の隷属という民主主義的社会状態をもたらすと考えている。そしてこれに対して、国民が地方政治に参加する習慣を持ちうるような民主主義的諸制度によって民主主義に抵抗する国民性格を育成し、個人が民主主義の傾向に対して抵抗する自由を持つような「平等の自由」という民主主義的社会状態を成立させることを考えたのである。

ミルはこのようにトクヴィルを理解したうえで、トクヴィルの見解に対し、諸条件の平等によってミルが理解した意味での多数者の専制が本当に

生じるのか、という疑問を提出する。ミルは「今ではどの階級も特殊なものになることを恐れ、どんなことについても独創的であったり、そう思われたりしたくないと思っている」(194)と述べ、全国民が中産階級であるアメリカだけでなく、貴族制つまり階級が存在するイギリスでも、「大衆と比較した場合の個々人の無意味さの増大」(194)つまり多数者の専制が生じているという事実を認識し、その認識に基づいて、階級のない状態という諸条件の平等によって多数者の専制が生じるのか、という疑問を提出したのである。

まずミルは「政治的重要性の構成要素は財産、知性、および団結の力である。これ等の諸要素について最近最も急速な進歩を遂げ、現在も進歩を続けているのは上流階級であろうか、それとも社会のその他の部分であろうか」(163)という観点から、イギリスのそれら三つの諸要素を考察している。財産に関して「中産階級の手中に蓄積された資本と収入の増大」(164)を、知性に関して「知識と知性が、以前には不可能と考えられていた程度にまで、下層階級 the lower rank に、さらには最下層階級にまで広がりつつあることはこの時代では珍しくもないことである」(165)ことを、また団結の力に関して政治的団体、反奴隷制団体、労働団体の存在と「新聞と鉄道とは……我々を以前よりも同質的な国民にしている」(165)ことをミルは指摘する。そして「イギリスの政治が少数者の政治から絶対多数者ではなくても多数者の政治へ、すなわち大衆的要素の混合した貴族政治から中産階級の支配へと次第に変化しつつあることが認められ」(166-167)るとし、「我々は階級の区別がなくなるような時代が近づいていると主張するのではないが、政府および社会において上流階級の勢力が減少しつつあるのに反して、中産階級の勢力が、そして下層階級の勢力さえも増大しつつあり、将来も恐らく増大し続けるであろうと主張するのである」(163)と結論づける。

つまり、トクヴィルが文明が進歩するにつれて「諸条件の平等」という階級のない状態になるとしたのに対して、ミルは文明が進歩するにつれて「中

産階級の支配」という状態になるとしたのである。そしてミルは「商業文明の諸傾向の中で、諸条件の平等に向かう傾向が一つの少なくとも顕著な傾向であるということは疑いもなく真実である。ある国民が繁栄し、その産業が拡大しつつあり、その資本が急速に増大しつつある場合には、資本を持つ人々の数も少なくとも同じ割合で増大し、社会の二つの極の間隔は大きく減少することはなくとも、中間的な地位を占める人々の数は急速に増大する。一方の極に貴族が、他方の極に貧民がいるとしても、両者の中間には堅実で収入のよい職人階級と、財産と産業とを合わせて持っている中産階級が存在しているのである。しかしこのような平等の増大は、進歩しつつある文明の諸相の一つであり、産業と富の進歩の偶然的な結果の一つである」(192)と述べる。ミルは、アメリカでは全国民が中産階級であることに注目し、トクヴィルの諸条件の平等を中産階級の支配と理解し、文明が進歩することによって、産業と富が進歩し、それによって不可避的に中産階級の支配が生じるとするのである。ミルは、この中産階級の支配を、「商業的精神」(198)つまり「富の休まない追求」(193)に向かう精神が社会全体を包みこんでゆくことととらえている。

ミルはまた多数者の専制に関して、「弊害は民主主義的な階級の優越に存在するのではなく、どの階級の優越にも存する」(196)のであり、「人間性のいずれかの種類が共同体において優越的になる時にはいつでも、それは共同体の他のすべての人々に自分の型を押しつけ、すべての人々にそれに服従するかそれを模倣することを強制する」(196)と述べる。つまり、ミルは、均質的な社会ではどこでも多数者の専制が生じる、とするのである。ミルは文明の進歩によって不可避的に中産階級が支配的になってゆく、すなわち、文明の進歩によって全国民が中産階級である状態に近づいてゆくととらえている。これは均質的な社会に近づいてゆくことであるから、それに伴って多数者の専制の問題が生じる。ミルは、文明の不可避的な進歩によって社会は中産階級によって支配され

てゆくのであり、多数者の専制も不可避的に生じる害悪である、と結論づけたのである。

ミルは「均質な共同体は自然的に静止的な共同体であるということは中国だけのことではない。人間相互の不同性は、進歩の一原理であるばかりでなく、ほとんど唯一の原理であるように思われる」(197) のであり、「進歩の〔商業的精神以外の〕他の要素が、〔商業的精神とは〕反対の感情や行動原理や思考様式によって、商業的精神がなさなかったことを果たし、商業的精神の排他的な傾向を均衡させる限りにおいて、商業的精神が人類の上にもたらす利益は限りのないものとなるであろう」(197) と述べる。つまりミルは社会が商業的精神によって均質的になることによって社会が停滞することを危惧し、商業的精神とは異なるものが常に存在することによって、社会において人間相互の不同性が保たれなければならないと主張するのである。

ミルは社会を均質的なものにしないための手段について次のように述べている。「人類の将来にとって最も深刻な危険は商業的精神が及ぼす不均衡な影響であるという理念を、寛大で教養のある人々に把握させなければならない。また賢明で善意のある政治家と公共の教師に、人間の心の中にも外向的な生活の中にも、そのような精神の排他的な諸傾向に十分な制約を与えるに足りるものを確保し強化することこそ、彼らの最も緊急な義務であると考えさせなければならない。そうすれば、……特にこのような目的にかなった国民教育が次第に形成されるであろう」(198)。「同様の目的のために政治に要求されることは、世論を支配的な力にしないということではなく（それは支配的な力であるし、またそうあらねばならない）、最善の世論の形成のためには、大衆の意見とは異なる意見と感情に対する大きな社会的支持がどこかに存在しなければならないということである」(198)。寛大で教養のある人々と政治家と公共の教師に商業的精神に対抗する必要があることを認識させることが必要であるとミルは述べているが、彼がこのように述べるのは、これによって、商業的精神

に対抗する個人が存在しうる国民性格を形成するような、国民教育が生み出されるからである。つまり、ミルは社会の成員であるという自覚をもちつつ商業的精神に対抗するような国民性格、個性を発揮しつつも協同するような国民性格の形成を目的としているのであり、国民教育をその手段としているのである。そしてミルはこの国民性格が形成されるような国民教育などの制度を設定することを政治の任務としているのである。ミルはそうのように考え、「現代の社会と実践的政治における商業階級の優越は不可避的であって、適切な制限の下においては害悪とみなすべきではない。その階級は最も強力なものであるが、だからといって全能である必要はない。今や統治上の大問題は、最も強力なものが唯一の権力になることを防止し、支配的な団体が彼らにとって障碍となるものを一掃しようとする本能と情熱を、一瞬間であっても、抑制することである。何らかの均衡勢力が存在することは、商業階級に忍耐を強いることになる。しかし我々は、その階級がこのような制限を受けることは、その階級が隷属的にされないことと同様に重要であると考えるのである」(200) という記述でこの論文を終えている。

ミルは文明の進歩によって中産階級の支配が不可避的であることを、そして活気があるのは商業的精神だけであるような多数者の専制もまた不可避的であることを認識した。ミルはこの論文において中産階級の支配と多数者の専制がもたらす世論の支配という社会状況を理解しえたのである。そしてこの世論の支配に対して、社会の成員であることを自覚しつつ商業的精神に対抗するような国民性格が存在することが必要であり、このような国民性格を存在させまた形成するような制度つまり民主主義的諸制度が設定されなければならないとミルは主張するのである。この民主主義的諸制度の内容を理解するには、上で述べた政治的重要性の構成要素のうち知性と団結の力に関して、次の叙述が参考になるであろう。「力となる知識は最高級の知識だけではない。意見を形成する習慣を与える知識や、その意見を表現する能力はすべ

て政治的な力を構成するものであり、もしも協調して行動する能力と慣習とに結びつけば恐るべきものになるのである」(165)。政治的団体、反奴隷制団体、労働団体などの「様々な団体は、民主主義的な結合のための組織ではなく、民主主義的な精神がそれを必要とするときにのみ作り出す特別の武器である」(165)。ミルが知性を意見形成と意見表現の能力としてとらえ、結合すること自体がよいわけではなく、場を持つことが精神育成となるという意味で団体を評価していることがわかるであろう。ミルは民主主義的諸制度として個々人の意見形成と意見表現の能力を育成する教育制度や、精神育成の場として団体の存在を認める制度を考えているのである。

ミルは、「大衆とは異なる意見と感情に対する大きな社会的支持」(198)の担い手は時と所と環境によって異なるが、「商業国において、また人類にとって幸福にも軍事的な精神がなくなった時代においては」、「農民階級 an agricultural class と有閑階級および学問のある階級」(198)であると述べる。しかしミルは統治形体としての貴族制に対して賛成を唱えているのではない。ミルは農民階級を例にとり、彼らが「節度ある願望、落ち着いた嗜好、手近で自分の現在の立場と両立しうる刺激と楽しみの育成」(199)という商業階級とは異なる性格を有していることを指摘する。彼は、ある階級が中産階級とは別の性格を持っていることを、そしてその階級の存在が「中国的」に停滞した社会に陥らない保障となることを主張するのである。またミルは「農民階級が実践的政治において価値のあるものとなり、国民性格の形成に貢献するためには、教育されることが絶対的に必要である。そして農民階級に関しては、情報と知性との普及は必然的に人為的なもの、政府すなわちすぐれた階級が行うべき仕事でなければならないということを銘記すべきである」(199)と述べ、農民階級が国民性格の形成に寄与するためには政府が教育制度を設定しなければならないことを主張する。世論の支配という社会状況において多数者に対抗する少数者が存在しなければならないと考

えていたミルにとって、階級はそこで多数者の性格とは異なる性格が形成されるがゆえに意義のあるものであったのである。ミルは世論の支配と抵抗者の存在の必要性を理解することによって、階級の存在意義を見いだすこととなった。ここに既存の事物の存在意義を国民性格の形成に寄与するものであるかという基準で判断したコウルリッジの影響を見出すことができる。

(* 1) JSM, De Tocqueville on Democracy in America [II], CW, Vol. XVIII. なお邦訳書として、山下重一訳「アメリカの民主主義(トクヴィル論)」『アメリカの民主主義』(未来社・1962年)がある。

(* 2) 本章では、()の中の数字は、CW, Vol. XVIIIにおけるDe Tocqueville on Democracy in America [II]の該当頁を表している。なお邦訳は、山下訳・前掲書を参照した。

結び

第2章から第6章までにおいて、『論理学体系』以前の五つの論文におけるミルの見解について考察してきた。「アメリカの民主主義I」では「算術的多数者の力の増大」という状況に対して、有閑階級の存在に基づいて、代表民主主義が主張され、国民がこれを正しく認識することが求められた。「文明論」では「大衆、特に中産階級の力の増大と上流階級の力の減少」という状況に対して、多数決民主主義に対する恐怖に基づいて、制度による大衆の政治的成熟と上流階級の再生が求められた。「ベンサム論」において「多数者の力の増大と個人の力の減少」というトクヴィルの見解が認識され、世論の専制に対する明確な危惧が表明され、これに対して、制度によって自己陶冶しかつ多数者に対抗する国民性格が形成されなければならないと主張された。「コウルリッジ論」では、制度があるべき国民性格の形成のための手段とすることが、コウルリッジの見解の受容として主張された。そして「アメリカの民主主義II」では、中産階級の支配と多数者の専制がもたらす世論の支配とい

う社会状況が明確に認識され、これに対抗しうる国民性格を形成するためには、教育制度や法律のみならず階級制度までもが有用なものとして考察された。

ミルは、文明の進歩によって不可避的に中産階級が支配的になり、これによって社会のしくみに依存する消極的な個人、積極的なのは商業的精神の発揮のみ、つまり富の追求のみであるような個人が生まれ、多数者の専制が生じることを、事実として認識した。ミルは世論の支配という社会状況をこのように認識し、これが究極的には「中国的」に停滞した社会状態に至るものであることを危惧し、これに対して国民として団結しつつも商業的精神に対抗して個性を発揮しうるような個人を、法律や教育制度やその他の制度などの設定を通じて国レベルで形成することを政治の任務として主張したのであった。つまりミルは、世論の支配という社会状況を変革する原動力として、個性を発揮しつつも国民として協同するような個人を位置づけ、このような個人が国において存在しうるような国民性格を、また自らがそのような原動力であろうとするだけでなく、他人がそのような原動力であろうとすることを許容するような国民性格を、制度設定によって形成することを主張したのである。ミルは、国民性格が社会状態の結果であることから、制度設定によってそのような国民性格が形成される社会状態を新たに作り出そうとしたのであり、また国民性格が社会状態の原因でもあることから、そのような国民性格の存在によって停滞しない社会状態を生じさせようとしたのである。

このミルの主張に、ミルが性格学とポリティカル・エソロジーを探究しようとした背景を見いだすことができる。第1章第4節において述べたように、性格学とポリティカル・エソロジーは『論理学体系』において、国民性格が統治形体を決定した国民性格と統治は関係をもっているというミルの認識と、ミルにとってのあるべき性格や、そのあるべき性格の形成という目的の重要性と前提としているものである。

前者について、ミルは「アメリカの民主主義Ⅰ」において、代表民主主義の成立のためには、国民が自らが選出するものが代表者であることの認識を、つまりその代表者に自らが支配されるという認識を持たなければならないと主張した。ミルは制度としての民主主義が国民性格から独立して存在するものではないとしている。また「文明論」以降の論文において、特に「ベンサム論」において、国民性格の状態に応じて設定された制度は実効性を持つが、それ以外は実効性を持たないことを、つまり制度設定は国民性格の状態に応じてなされなければならないことを、ミルは主張している。ここにはすでにミルが国民性格と統治とが密接に関係したものだとしてとらえていたことがあらわれている。

後者について、ミルは、「アメリカの民主主義Ⅰ」においては代表民主主義という民主主義の正しい理念を有する国民をあるべき国民としていたが、「ベンサム論」において明確に、自己陶冶し、社会的存在となりうる個人を個人のあるべき姿とし、これに基づいて、各人が自己陶冶し、各人が社会的存在となるという国民性格のあるべき姿を設定している。そしてミルは、多数者の専制の理解の深まりを背景としながら、あるべき個人の性格またあるべき国民性格を、「アメリカの民主主義Ⅱ」において、自らが国民として協同しつつも商業的精神に対抗して個性を発揮し、社会変動の原動力であろうとし、また他人がそのような原動力であろうとすることを許容するような性格としている。

『論理学体系』における性格学とポリティカル・エソロジーの前提は、このような『論理学体系』以前のミルの統治に関する思想を反映したものである。またこのことは、ミルが『論理学体系』において、「社会が進むにつれて……大衆は個人に対して優勢となる傾向を持ってくること、また、外的抑制が存在しないところの人間の職業は、最初は戦闘的なものであるが、社会が進歩するとともに、生産的な職業にたずさわるようになること、また戦闘的な精神が次第に産業的な精神へと変

わってゆくこと……これらのことは誰でも容易に気づくことができることである」(924-925)^{(*)1}と述べ、『論理学体系』においても中産階級の支配と多数者の専制の認識を有していることから明らかである。

ミルは『論理学体系』において、第1章第4節で既述したように、性格学とポリティカル・エソロジーを最広義の教育という人為に対応する科学であると位置づけている。そしてこの人為を道徳^{(*)2}と実践的政治とに区別し、実践的政治について次のように述べている。「実践的政治の目的は、与えられた社会を、有益な傾向を持った可能な限りの最大多数の環境でかこみ、有害な傾向を持った環境を、できうる限り、除去もしくは抑止することである」(898)。つまりミルは実践的政治を、社会をよいものにするための環境設定としているのである。そしてこれに続いて「傾向の知識は結果を正確に予言する力を持たないにしても、この知識は相当な程度に我々にこの力を与えるものである」(898)と述べ、実践的政治のためには、それが傾向というものであっても、因果法則の知識が役立つとしている。

この『論理学体系』における実践的政治は、『論理学体系』以前においてミルが社会変動の原動力たりうる国民性格の形成の手段とした、法律や狭い意味での教育制度などの制度設定を換言したものであるということが出来る。また、実践的政治によって環境設定をすることによって社会変動の原動力たりうる国民性格を形成し、それによって社会を停滞のないものとするべきと主張するミルにとって、性格学とポリティカル・エソロジーは、その社会変動の原動力たりうる個人が存在するような国民性格を形成するにはどのような社会状態がなければならないのか、ということについて、ある社会状態のときある国民性格が生じる傾向にあった、という情報を提供する意義を有していることになる。「エソロジーは、望ましい人間形成の実現手段を提示するという、実践的価値を有していた。……性格修正を実現するには、さらに、その願望に適合した環境を知りその中に自らを置く

必要があった」^{(*)3}。

この意味で、実践的政治は、世論の支配という社会状況の下で、その世論の支配に対抗しようとするような性格を、国民として団結しつつも商業的精神に対抗して個性を発揮しようとするような性格を、自らが協同しつつも自己陶冶し個性を発揮し社会変動の原動力であろうとし、また他人がそのような原動力であろうとすることを許容するような性格を、形成するべきであり形成せねばならないという目的を有するものであり、法律や教育制度やその他の制度の設定を通じて、そのような性格が形成され維持される環境を整備することであることになる。簡潔に言えば、実践的政治とは、世論の支配に対する抵抗力を持った性格を人為的に形成することなのである。そして性格学とポリティカル・エソロジーは、このような性格を人為的に形成するという意味で、最広義の教育に対応する科学だと述べられているのである。

以上より、環境によって性格が形成されるという因果法則を明らかにするものであり、教育という人為に資するものである性格学とポリティカル・エソロジーを、『論理学体系』以前の、法律や制度によってあるべき国民性格を形成し、それによってあるべき統治を成立させる、というミルの主張のコンテクストにおいて理解することが可能となるであろう。

(*)1 結びでは、()の中の数字は、CW, Vol. VIIIにおける *A System of Logic* の該当頁を表している。なお邦訳は、大関訳・前掲書を参照した。

(*)2 ミルは実践的政治については、本文で述べたように『論理学体系』において、環境設定作用また制度設定作用として説明している。しかし道徳についてミルは『論理学体系』では説明していない。この道徳については「ベンサム論」において、道徳は二つの部分からなり、その一つは人間自らが自分の性情 *affections* と意志とに課す訓練、すなわち自己陶冶 *self-education* であり、もう一つは人間の外面的行

為の規制，すなわち法律であると説明されている（JSM, Bentham, CW, Vol. X, p. 98）。第4章においてベンサムが人間を自己陶冶しうる存在と考えていないことに対してミルが批判していることを述べたが，ミルにとって人間は自己陶冶しなければならぬものであり，自己陶冶すべきものであった。またミルは「殺すなかれ，火を放つなかれ，盗むなかれ，という程度の規制」だけでなく，「性格の奥底に影響する傾向のあるような，人間生活における事実……例えば，男女の関係，一般的な家族の関係，その他の何らかの親密な社会的・共感的関係というようなもの……に関する，より重要な道徳を規定する」（Ibid., p. 98. なお邦訳は，松本訳前掲書93頁を参照した。）ことが必要であると述べ，人間の行為におけるあるべき姿だけでなく，精神におけるあるべき姿を提示することが必要であるとしている。ミルは世論の支配という社会状況に対抗しうる人間の存在の必要を主張したのであるが，実践的政治によって社会内的存在としての人間のあるべき性格を形成し，道徳によって個人としての人間のあるべき性格を形成することをミルは考えていたのではないかと筆者は考えている。

(* 2) 関口正司『自由と陶冶』（みすず書房・1989年）333頁。

（むらばやし せいこ 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）

【付記】本稿は，平成7年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。